

平成26年6月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

4番	那須英二	5番	三宮十五郎
----	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪真士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書 記	浅野 克教
書 記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

なお、本日の質問の予定があります平野広行議員から配付資料の依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

まず炭竈ふく代議員、お願いいたします。

○11番（炭竈ふく代君） おはようございます。11番 炭竈ふく代でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目に、介護保険制度の改正とその方向性について質問をいたします。

5月14日、衆議院厚生労働委員会において、地域における医療・介護の総合的な確保を図るための関係法律の整備等に関する法律案が可決をされました。

この法案のポイントは、効率的、かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法などの関係法律について所要の整備を行うものです。

今回の私の質問は、平成27年度からの介護保険事業計画に盛り込まれる制度改正案について、基本的な市の方向性についてお尋ねをいたします。

この法案の介護保険に関する主なものとして、1つ目に、要介護度が比較的軽い人が利用する訪問、また通所介護をサービス内容や料金が全国一律の介護保険から移し、市町村の裁量を広げることとし、2つ目に、特別養護老人ホームの新規入所は原則要介護3以上に限定

し、要件を厳格化すること。3つ目に、一定の所得がある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げること。そして4つ目に、低所得の施設入所者向けの食料費、また部屋代補助の対象を縮小するなど、今後の高齢社会を見据えての見直しとなっています。

そこで、お伺いをいたします。

初めに、介護保険制度の弥富市の現状についてお尋ねをいたします。

平成24年度と25年度末における現在の高齢化率は何%であり、あわせて、要支援、要介護認定者数は何人でしょうか。また、そのうち要支援認定者数は何人でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） おはようございます。

それでは、まず最初の質問であります介護保険制度の改正とその方向性についてということでお答えいたします。

市の高齢化率と要介護認定者数でございますが、平成24年度末においては、市の総人口4万4,533人で、65歳以上の方は9,880人でしたので、高齢化率は22.2%です。

要支援・要介護認定を受けてみえる方は1,544人で、そのうち要支援1・2の方は443人です。

次に、平成25年度末でございますが、総人口4万4,498人で、65歳以上の方は1万279人、高齢化率23.1%となり、約1%の増加となりました。

また、要支援・要介護認定者数は1,596人お見えになり、そのうち要支援1・2の方は486人です。要支援認定者数の合計としましては約3.4%の増加となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） お答えをいただきました要支援認定者のうち、訪問介護利用者と通所介護利用者はそれぞれ何名でしょうか。また、訪問介護、通所介護を両方利用されている人は何名いらっしゃいますか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 要支援認定者の方で、ホームヘルパーによる身体介護や生活援助を受ける介護予防訪問介護サービスを利用してみえる方は50名、デイサービスセンターなどで機能訓練や入浴や食事の介助などを受ける介護予防通所介護サービスの利用者は126名です。また、その両方を利用してみえる方は14名となっております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 新制度案では、要支援1・2と認定された方々は、全国一律の介

介護保険制度で受けられていた訪問介護、通所介護が市の裁量で利用となりますが、比較的軽度の要介護認定の方が訪問介護や通所介護サービスを今までの利用回数と同じように利用できなくなるということのないように、市として対策を考えていただきたいと思います。これからの方向性について市長にお尋ねしたいと思います。市長はどうお考えになりますでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員に御答弁申し上げます。

人口全体で65歳以上の占める割合、いわゆる高齢化比率と言いますけれども、国のほうといたしましては、2025年度、11年後になるわけでございますが、30%を突破するという形で推定をされております。本市においても同様な数値でございます。

その2025年度に向けて、医療・介護のさまざまな生活支援をどうしていくんだという中で、新たな医療・介護の改革法案が、先ほど議員がお話しされましたように衆議院の厚生労働委員会で審議され、いわば強行採決に近い状態で可決をされたというような状況でございます。今国会で成立の見通しでございます。

改革のポイントは今議員が申されたとおりでございますが、法案の内容と審議で出た懸念、あるいは批判ということについては大変大事なことでございますので、少しお話をさせていただきたいと思っております。

法案の内容の主な項目につきましては、今議員のほうから申されたとおりでございますけれども、一つは、要支援向けサービスを市町村事業に移管していくということでございます。

そして、懸念された文言といたしましては、いわゆるボランティアとか民生委員の方、そういう形の中で、地域包括的に支援をしていくという制度に変えていくんだというような内容が一つでございます。

そしてまた、特別養護老人ホームにおける入所要件を厳格化したことでございます。先ほども議員がおっしゃったように、新規の入所は原則として要介護3以上という形で定められていくということでございます。しかし、それよりも軽度で認知症である方についてもあるわけでございますが、それは特例として認めていこうという要綱もついておるわけでございます。

その中におきまして、要支援、要介護1・2という段階の認知症の方々等においては、いわゆる特例で介護施設へ入れていただきたいと思いますというようなことがあるわけでございますけれども、その基準はまだまだ定かではないというような形でございます。

また、もう一つの法案の内容といたしましては、一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げていくというような状況でございます。その対象は、年金収入を

含めまして年280万円以上というような状況で考えられておるところでございます。

そういった形の中で、対象になる収入基準が低く、負担増となる人が非常に多くなるのではないかという懸念がされておるところでございます。

また、最後には、いわゆる低所得者の施設入所向けの食費、あるいは部屋代の補助ということに対しても減額をしていこうということが言われておるわけでございます。こういったことの中において、さまざまな批判、あるいは懸念ということがあられるわけでございます。

しかしながら、このような状況の中においては、サービスの削減であるとか、利用者の負担増ということが並ぶ介護保険の改革案でございますけれども、まさに要支援ということに対しては介護から切り離していくんだというようなことになりかねない大変厳しい状況であろうというふうに思っております。

当市においても、平成26年度、皆様方にも予算案としてお示しをさせていただいておりますけれども、介護保険サービスの事業費というのは、平成26年度は25億円の予算を計上させていただいております。そのうちの12.5%が市の負担になりますので、その総額は約3億円強というような状況になって、まさに介護の支援に対するさまざまな費用というのは右肩上がりになっているという状況でございます。

今回、御質問の議員の改革案といたしましては、いわゆる要支援向けサービスを市町村事業に移管していくということの内容でございますので、御答弁申し上げます。

今現在は訪問介護、あるいは通所介護という形の中で要支援の状況の人においても、先ほど数字を御説明させていただいたようにたくさんの方が利用されているわけでございます。こういったようなサービスの内容、あるいは料金を全国一律の介護保険から切り離し、市町村の裁量で今後は広げていくということでございます。そして、市町村の裁量を広げるということは、一つには、ボランティアさんにも協力していただく、あるいは民生委員さんにも協力をしていただくという形で、地域全体で介護を見ていこうという制度に進めていこうということでございます。ボランティアさん、あるいは民生委員さんの協力は大変結構なことではございますが、やはり訪問介護でのヘルパーさんのケアの状態ということについては、プロでありますので、なかなかその域にまでは達しないだろうというふうに心配をするところでございます。

また、通所介護においては、介護施設の利用ということが大変喜ばれておるわけでございます。そういうデイサービスに対して、やはり通われる方も非常に多いということでございます。そういう状況の中においては、私は、介護の振興を防いでいくものであるということ強く思うわけでございます。

今後の改革案につきましては、自治体間競争というような状況も生まれてくるかもしれませんが、私どもといたしましては、第6期介護事業計画、平成27年から29年に対して

策定をしていくわけでございますけれども、こういったサービスの削減、あるいは利用者の負担増ということについては十分検討をし、その事業計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

あわせて、社会保障・税一体改革という状況の中においては、消費税の増税ということに対しては、医療・介護・福祉、あるいは子育て支援に対するさまざまな制度に対する一助となるということが織り込まれておるわけでございますので、国の財政的な支援を強くお願いするところでございます。

もう一つは、いわゆる介護予防、あるいは医療についても同じでございますけれども、介護に対して、自助の努力で予防もしていただきたいということをあえてつけ加えさせていただき、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長から御答弁をいただきました。

さまざまな課題がこれから出てくると思っておりますけれども、どうかサービスの低下にならない取り組みをしていただきたいなということを強くお願いしたいと思っております。

次に、地域支援事業の充実と地域包括支援センターの役割についてお伺いをいたします。

改正案では、サービスの充実の項目として、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村が取り組む地域支援事業を充実させることが明記をされています。

今、弥富市が海南病院に委託をしている地域包括センターが実施をしている地域支援事業にはどのような事業があり、またその参加者は何人お見えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 介護保険制度には、保険給付とは別に、地域支援事業としまして、予防事業、包括的支援事業、任意事業がございます。そのうち、地域包括支援センターの中心的な役割としましては包括的支援事業であり、その内容は、1つ、介護予防ケアマネジメント業務、2つ目として、総合相談支援業務、3つ目としまして、権利擁護業務、4つ目として、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などです。

具体的事業としましては、1次予防施策としまして、これは1号被保険者を対象とする事業でございますが、運動機能向上を目指す元気塾を開催しております。年間119回開催で、参加者数は延べ4,844名となっております。次に、出前講座としまして、健康講座等への講師の派遣を福寿会とか自治会単位で派遣をさせていただいております。これ年間8回に及んでおります。

ほかには、88歳になる方へのお達者訪問であるとか、生活介護支援サポーター養成研修、くるま座講座といたしまして、医療・介護・福祉の勉強会でございますけれども、これ年間11回開催しまして、参加者数は延べ89名となっております。ほかには、認知症サポーター養成

講座、それから2次予防事業の対象者を把握し、通所介護予防事業を市内のデイケアの事業所へ委託するという事で、利用実績は4名でございます。

次に、包括的支援事業としまして、介護予防ケアマネジメント業務、これ給付管理票の作成などございますが、延べ3,209名。総合相談支援業務としまして、年間延べ760件。権利擁護業務としまして、虐待の防止や虐待の早期発見など、年間延べ53件でございます。包括的・継続的マネジメント支援業務、これはケアマネジャーへの助言などございますが、年間延べ50件ございます。ネットワークづくりとしましては、海部歯科医師会在宅歯科医療連携検討委員会の開催を初め、弥富・飛島地区医師・薬剤師・介護従事者での事例検討会、愛知県弁護士会事例検討会、七宝病院認知症疾患医療連携協議会、弥富市内の介護サービス事業所との連絡調整会議などであります。

最後に、任意事業としましては、家族介護支援事業でありますひとり暮らし男性の料理教室として、男結びの会を年間4回開催、参加者数は延べ29名であります。認知症介護家族交流会を年間12回、参加者数は延べ67名。その他の事業としまして、生涯元気講演会を年1回開催し、参加者数は117名となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、続いて、健康づくりと介護予防、また地域医療を連携するための取り組みについてはどのように考えてみえますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 健康づくりにつきましては、介護保険制度という枠の中では、1次予防事業としまして、活動的な状態にある高齢者を対象に実施しております県の健康づくりリーダーバンク登録研修会を受講された方を講師として、地域包括支援センターと共同で、生活・運動機能の維持向上に向けた取り組みを行っております。

2次予防事業としては、要支援・要介護認定を受けてみえない65歳以上の方に対して、基本チェックリストによる生活機能評価をさせていただき、対象者を把握しまして、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの事業に参加していただいております。

次に、地域医療連携の取り組みですが、まず地域包括支援センターを中心として、海南病院の総合相談センターには、医療福祉相談、地域医療連携センター、介護保険相談室があり、一体となって取り組んでおります。

医療分野におきましては、介護支援連携指導料といたしまして、退院後に導入が望ましい介護サービスから考え、適切な医療関係職種が患者の入院前からケアマネジメントを担当していた介護支援専門員と共同して、患者に対し、患者の心身の状況等を踏まえ、導入が望ましいと考えられる介護サービスや地域において提供可能な介護サービスなどの情報を提供するか、また介護保険分野においては、入院時情報連携加算、退院・退所加算が算定される保



険医療機関等との連絡調整や適切な介護サービスの導入に係る業務などの入・退院調整を行っております。

以上のことから、介護サービス事業所とケアマネジャーと主治医の連携はできている部分もありますが、今後さらに地域包括ケアシステムを構築していく中に取り入れてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 続いて、地域包括ケアシステムの構築に向けての方向性、構築までのタイムスケジュールについてお尋ねをいたします。

改正案では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化が大きな柱です。地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするために、介護、医療、生活支援、介護予防を包括的に確保される体制を位置づけています。

そこで、地域包括ケアシステムの構築に向けて、市民への周知を含めましたスケジュールについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 地域包括ケアシステムにつきましては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことであり、これらのサービスを必要に応じて届けられる提供体制の整備と医師や介護・福祉専門職の連携であります。

本市では、介護保険制度が始まる前から、社会福祉士、保健師、障がい福祉・高齢福祉担当部署、介護職員などで構成する地域ケア会議という多職種での会議を開催して、地域の課題を解決するため情報交換や事例検討会を重ねてまいりました。

平成18年度からは地域包括支援センターを中心に、新たに要介護認定を受けられた方や、障害者手帳の交付を受けられた方、またひとり暮らしの高齢者の方などの情報を共有しまして、お一人お一人の支援の方法を検討してきております。これらをさらに発展、進化させたものが地域包括ケアシステムではないかと考えております。

あとは、在宅医療の分野において、地域の医師会、開業医さんとの連携を構築する必要があります。したがって、市民の方への周知につきましては、このあたりを今年度策定いたします第6期介護保険事業計画において明確にしていく予定でございます。

最後に、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の皆さんにはぜひかかりつけ医を持っていただくようお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは次に、施設整備の現状についてお聞きをいたします。

現在、特別養護老人ホームの待機者数は何人ですか。また、要介護2以下の待機者の方は

お見えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 特別養護老人ホームの入所待機者の方でございますが、全部で210名お見えになります。そのうち要介護2以下の方は71名となっております。

○議長（佐藤高君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、そして老人病院、こうした介護3施設の全入居者は何名いらっしゃるでしょうか。また、あわせて、そのうち食料費や部屋代の補助対象者は何人お見えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 平成26年3月現在で施設サービスを利用してみえる方の人数は、特別養護老人ホーム140名、老人保健施設98名、老人病院、介護療養型医療施設でございますが、20名で、合計258名お見えになります。そのうち、補足給付、すなわち低所得者の方に対する食費、居住費を補助する制度で、その費用負担限度額の認定証を発行させていただいている方は、特別養護老人ホームの入所者の方では129名でございます。

○議長（佐藤高君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

最後に、特別養護老人ホームを初めとする施設整備計画についてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 市の現時点での介護保険施設の状況でございますが、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですけれども、2カ所。特定施設、有料老人ホームとして県の指定を受けた施設が2カ所、指定を受けてない有料老人ホームは4カ所ございます。あと、グループホームは3カ所あります。

さらに、現在整備中である医療法人服和会の介護老人保健施設であるベジーブル弥富、これはベッド数74床でございますが、1カ所。それから、今後さらに又八地区に特別養護老人ホーム、定員60人の整備計画が1カ所ございます。

以上は既存の施設であったり、第5期介護保険事業計画に位置づけられたものであります。

今年度中に策定いたします第6期介護保険事業計画においては、高齢化が進み、要介護認定者の増加が見込まれることから、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図ったり、認知症高齢者の方への対応としまして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業量をしっかりと見込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） いよいよ超高齢社会を迎え、介護が必要な高齢者を支えるためには、医療機関や介護事業者、また行政や議会、市民の方々などがしっかりと連携をとらなければならないと考えます。行政には多くの問題が投げかけられるかと思えますけれども、将来を見据えた行政運営と高齢者対策を推進していただくことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、土曜日の教育活動の充実と経済弱者の学習支援について質問をいたします。

文部科学省は、昨年11月、公立小・中学校などが土曜日に授業を行いやすくするため、学校教育法施行規則を改正いたしました。これまで、土曜日に授業を実施できるのは特別な必要がある場合に限られていましたが、教育委員会が必要と認めた場合は実施できるようになりました。

公立学校での毎週土曜日を休みとする学校週5日制を導入されたとき、学校教育法施行規則の条文では、公立学校の休業日として、日曜日に土曜日を加えました。休業日というのは、正規の授業を行わない日ということだそうです。

文部科学省は、学校の正規の授業を「土曜授業」、学校が主体となった教育課程外の活動を「土曜の課外授業」、学校以外に教育委員会やNPO法人が実施する学習を「土曜学習」と呼んで区別をしています。

今回、国が土曜日の教育活動の充実と言っているのは、このいずれかの形態のものを各教育委員会が判断をして取り組んでほしいということであり、学校で行う従来の土曜授業ばかりとは限らないと私は思います。

そこでお伺いをいたします。

弥富市といたしまして、今回の改正は、今後どのような形で土曜日の教育活動を進めていけるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 炭竈議員の、土曜教育の充実と経済弱者の学習支援についての土曜日の教育活動をどのように進めていくかについてお答えいたします。

土曜日が全て休みとなる完全週休2日制が平成14年度から始まりました。学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担を明確にし、お互いが協力し、子供の体験活動をふやして、豊かな成長を促そうという趣旨で始まったものでございました。

しかし、昨年文部科学省の土曜日授業に関する検討チームによりますと、土曜日をどのように過ごしてほしいかの調査項目では、複数回答ではございますが、小学生の保護者で、「習い事やスポーツ、地域の活動に参加する」を希望する人が38.7%と最も高く、次いで、「家族と過ごす」が37.2%、「学校で授業を受ける」が36.7%の順でございました。

同じく複数回答ではございますが、中学生の保護者では、「学校の部活動に参加する」を希

望する人が54%と最も高く、次いで、「学校で授業を受ける」が36.1%となりました。

現在、いわゆる学校での正規の土曜授業につきましては、弥富市を含め愛知県内では実施されておられません。

弥富市では中学生の多くは各学校の部活動に参加していますので、こうした問題は比較的少ないものと思われませんが、小学生では、スポーツ少年団やサッカークラブなどの活動や習い事をしている小学生もごさいますが、各家庭で過ごしている児童が多いと思われま

す。これまで市では、児童館の整備や生涯学習課、歴史民俗資料館での造形教室、子供英会話、ふるさと調査隊等の教室を開催し、土曜日における子供たちの豊かな学習や体験の機会を提供してまいりました。

しかしながら、子供たちの土曜日の教育環境がさらに充実したものになるよう、学校以外で学習を行う土曜学習などの支援について、社会の動向を踏まえ、学校、保護者、地域の意見を聞き、教育委員会で協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 文科省の調査でも、市町村、教育委員会からは、いわゆる土曜日授業の実施について否定的な意見が多い結果となっています。その大きな理由として、教職員の勤務体制の問題などがあることについては、私もある程度理解をいたしております。

また、弥富市は、多くの中学生は土曜日に部活動に参加していることも理解をしております。しかしながら、一方では、中学生でも、例えば九九や分数ができない生徒がいる現状があります。

今日では、公教育の問題や塾の適否はともかくといたしまして、学校以外に塾に通うことも珍しくありませんが、経済的に苦しい家庭では塾に通わせることは困難であり、結果として、授業等の学習におくれが出てしまうこととなります。学校での授業についていけなくなり、成績も悪くなると、希望を失ったり、中学生であれば高校への進学にも影響をいたします。

ある調査によりますと、経済的弱者の家庭の高校進学率は平均進学率より1割ほど下回っているとのことです。将来、子供たちが社会へ出て働こうとして職業選択をする際、選択の範囲が少なくなり、その結果、失業の率も多くなることも考えられます。

家庭の経済状況で子供の勉学の機会が少なくなることは大変悲しいことでもありますし、社会としても損失であると思えます。

ちなみに、他の市町、例えば江南市では、小学生高学年を対象としたこども土曜塾というのを市内の公民館や児童館などで開催をし、成果を上げているとお聞きいたしました。

塾的なものを自治体が開設していくということは異論もあるかと思えますけれども、弥富市は、こうした学習困難な児童・生徒を対象にした学習支援事業についてはどのようにお考

えになられますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 経済弱者の学習支援ということにつきまして、福祉の部門からお答えさせていただきたいと思います。

生活保護受給者や、また生活困窮者の増加を踏まえまして、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うために、平成25年12月13日に生活困窮者自立支援法が公布されました。また、それは27年の4月1日から施行されます。

この法律の中で、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業といたしまして、2つの事業が定められております。

1つといたしましては、自立相談支援事業の実施があります。これは就労、その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等、包括的な相談を行う支援でございます。

また、2つ目といたしまして、離職により住宅を失った生活困窮者等に対して、家賃相当の住宅確保給付金を支給することとなっております。

また、任意の事業といたしまして、家計相談支援事業や生活困窮家庭の子供への学習支援事業というものも行うことができることになっております。

この学習支援事業につきましては、生活困窮世帯の子供だけではなく、生活保護受給家庭の子供もこの事業の対象になります。対象をどこまで広げるかということについては、まだ現在しっかり決まったものではございません。

生活保護世帯や生活困窮世帯では、子供を塾に通わせる金銭的余裕がないという状況は認識しております。現時点では、まず来年4月からの必須事業、先ほど言いました2つでございますけど、それに取り組んでまいりたいと思っております。

その後、どのような形で体制をつくっていくかということについては、現在検討しているところでございます。

任意事業である学習支援事業につきましては、貧困連鎖の防止に向けた有効な取り組みと思いますが、必須事業に取り組んだ後に、学習支援の対象者や事業内容について、先進地等を参考にさせていただきまして、検討していきたいと思っております。

なお、今言いました制度のモデル事業としては、岡崎市がことし取り組んでおるようでございますので、そういった先進のところの事例も確認していきたいと思っております。

参考まででございますけれども、平成26年4月1日現在で、子供のいる生活保護受給者の中学卒業後の進路でございますが、26年の3月に中学を卒業された方でございますけれども、中学3年生は2名お見えになりました。幸いなことにともに全日制の公立高校に進学されております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 昔に比べれば豊かになった社会でございますけれども、教育支援事業によって、先ほど申し上げました、また部長のほうからも御答弁がございましたように、貧困の連鎖を少しでもとめることができれば、よりよい、誰もが未来に希望が持てる明るい社会になっていけるのではないのでしょうか。すぐには実現困難とは思いますが、弥富市の現状や需要を調査していただき、弥富市の教育環境のさらなる充実に努めていただくことを要望いたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、2点ほど質問いたします。

まず初めに、婚活支援事業について質問いたします。

最近、国のほうでも、50年後の日本の人口1億人構想を骨太の方針で示してきました。人口減少の歯どめを考えなくてはなりません。そのためには、地方からこの人口問題について、真剣に取り組んでいかなければなりません。

そこで、この人口問題の一番の根幹をなす結婚について考えなくてはならないと思い、質問いたします。

私も地域住民の皆様との意見交換の場として、各自治会の総会、あるいは福寿会の総会といった場所に出かけております。そういった大勢の方が見える場所においては、婚活という問題についてはなかなか話が出ませんし、出たとしても本音の部分が話されません。そんな中で、私が本音の部分の話をしてくれる情報源としているのが床屋さんであります。私は、ごらんとおり髪の毛は少ないほうであります、散髪の時間は大体1時間あります。そんな中で、いろんな話を伺っております。

この間も晩婚についての話が出まして、最近、30代から40代の未婚者が本当に多いねということでした。昔は、皆さん御承知のように世話やきおばさん、世話やきじいさん、そういった方が近所に見えたわけです。そして、若い男女の結婚の手助けをしてくださいましたが、最近はそのような方もなくなりました。そして、男女の出会いであった青年団活動、こういった場所もなくなりまして、そういったことが原因で晩婚化が進んでいるかなあというようなことですが、最近、特にそういった晩婚の話について、ちょっと一回出会いの場所を設けてもらえんか。考えてもらえんか、そんなような話も出まして、私も機会をうかがっておりましたが、我が家にも該当者がおりますので、なかなか質問をすることができませんでしたが、きょう、50年後の日本の人口1億人構想といったことも考え合わせまして、人口問題の観点からも、人口増加の要因をなす結婚について考えなくてはならないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

30年前の日本では、男女とも30代前半までに多くの方が結婚しており、生涯未婚率、一生独身の方は当時、男性2.6%、女性が4.5%でした。しかし、急速な晩婚化、未婚化に伴い、今日では男性約20%、女性約10%に達しております。こうした晩婚化、未婚化の進行は、少子化、そして人口減少社会の大きな要因となっております。

未婚者を対象にしました調査によりますと、9割の方がいずれ結婚したいと考えております。結婚は、言うまでもなく一人一人の人生の選択によるものですが、こうした願いがかなうようにするためには、本人の努力だけではなく、男女の出会いから結婚に至るプロセスを社会全体で支援することが必要になってきていると考えられます。また、こうした支援が結婚から出産へとつながり、少子化の流れを変えていくものだと思います。

そこで、まずいろいろなデータから見た未婚男女の現状について、総務省の国勢調査資料に基づき少しお話をさせていただきます。

まず、平均の初婚の年齢ですが、昭和55年におきましては、夫が27.8歳、妻が25.2歳。それが平成23年におきましては、夫が30.7歳、妻が29歳となっております。約30年の間に夫は約3歳、妻は約4歳、結婚の年齢が上昇したということになります。

次に、未婚化の現状ですが、25歳から29歳の未婚率は男女ともに上昇を続けております。35歳から39歳の男性では、昭和55年当時、9割以上の方が結婚しておりましたが、平成22年においては未婚率は約35%となっております。同様に30歳から34歳の女性も9割以上の方が結婚していたわけですが、未婚率は今約34%となっております。

また、生涯未婚率も、昭和55年においては、先ほども言いましたが男性2.6%、女性4.5%から、平成22年には男性約20%、女性約10%となっております。このまま推移しますと、20年後には4人に1人が結婚しない社会になりかねません。

そこで、お伺いしますが、本市において、年代別の未婚者数は把握してみえるのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 年代別の未婚者数について把握してみえるかという質問でございますが、未婚者数については把握しておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 未婚者数についてはわからないということでございますので、それでは角度を変えまして、30代、40代の男女別の人数はどのようになっていますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 30代につきましては、男3,235人、女2,913人、計6,148人、それから4代につきましては、男3,454人、女3,206人、計6,660人でございます。ちなみに本年の5月30日現在の数字でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 平成22年、総務省の国勢調査資料から推定しますと、30歳から39歳においては、男性40%、女性28%、40歳から49歳においては、男性25%、女性15%が未婚であります。先ほど部長から報告されましたこの数字を弥富市に当てはめて未婚者数を推計いたしますと、30歳から39歳においては、男性が1,298人、女性が821人、40歳から49歳においては、男性が860人、女性477人となります。

それでは次に、どうして晩婚化、未婚化が進んだのか、その理由について考えてみます。

若者の多くはいずれは結婚したいと思っております。一生結婚するつもりはないとする未婚者は、男性で9%程度、女性で7%程度となっており、将来的な結婚意欲はあると考えられます。

平成22年に実施されました内閣府の結婚・家族形式に関する調査によりますと、結婚していない理由では、「適当な相手にめぐり会えない」が6割と圧倒的に多いわけであります。次いで、「結婚後の生活資金不足」「自由や気楽さを失いたくない」と続いております。

また、男女とも雇用が不安定である非正規雇用が増加し、これに伴い、特に男性の収入が低くなっているのも要因の一つであります。一番の要因は、回答の6割を占める「適当な相手にめぐり合わない」、つまり出会いの場が少ないということであります。男女の出会いの機会については、多い人、少ない人の格差が生じております。職場環境などに恵まれて自然な出会いができる人もいれば、自助努力による結婚が必要な環境にある人も多くなっています。つまり、このような環境にある人の支援が必要であるということになります。

それでは、この支援は誰がするかということになりますが、平成11年、兵庫県において、コウノトリの会及び兵庫出会いサポート事業という2つの結婚支援事業がスタートしました。当時は自治体がこのような事業に乗り出すことが珍しくて、「県がお見合い事業をスタート」などと新聞に報道されて話題になりました。現在では多くの自治体において結婚支援事業が実施されております。平成22年に内閣府が行った調査によりますと、支援事業を実施している自治体は、47都道府県のうち31の都道府県、全体の66%に上ります。また、市町村においては552の団体、これは全体の32.5%となっております。

近隣の市町村においては、一宮市とか愛西市において、JA、あるいは企業主催による結婚支援事業を行っておりますが、本市においても過去にこのような事業が行われたことがあると思いますが、過去における結婚支援事業について、どのような内容のものであったか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 結婚支援事業を市として実施したことはございません。以上でございます。



○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市が主体となって実施したことはないということではありますが、市の施設とか、そういったところを利用してということはあったように思っております。

各自治体におけるいろんな取り組みが紹介されておりますが、行政が婚活支援事業に取り組む意義、あるいは効果としては、安心感を与えるということでもあります。公の機関が実施しているんだという安心感、これが婚活に参加する第一歩を踏み出す機会となりやすいのではないかと思います。

先月ですが、政府の有識者委員会が発表した50年後の日本の人口予想によりますと、現状のままでは現在の約3分の2、8,700万人ぐらいになると予想しております。日本の経済を持続させるには、50年後に1億人の人口を維持する必要があると報告しております。このためには、現在の出生率が1.4人ありますが、これを2.07人にしなければなりません。また、理想とする子供の数は2.4人ぐらいだそうであります。これには、実現できる環境の整備が必要でありまして、第3子以降の出産、育児、教育への段階的な支援が必要であるとしております。

本市でも、5月に行われた市長の出前講座におきまして、弥富市の人口は平成22年において4万3,272人でしたが、20年後の平成42年には4万1,082人となり、また65歳以上の高齢者は27.7%になると推計しております。出生率を上げるには、出産支援、子育て支援、その後の教育支援が必要であると思いますが、その前に、一番大事なことは結婚することです。結婚しなければ子供も生まれませんし、何も前に進みません。

このようなことから、本市でも本腰を入れてこの問題に取り組んでいかなければならないと思いますが、市長の考えをお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のごとく、人口減少社会が日本でも始まっておるわけでございます。そして、30年後、40年後に対する推計値も出されているわけでございます。少子化ということに対して、人口減少に歯どめをかけるということに対しては大変重要な問題であるというふうに思っております。しかしながら、さまざまな社会環境等において、なかなか得策がないのも言えるのではないかなというふうに思っております。

先日、東京で全国市長会というのが開催されました。その中で、内閣府の職員が見えまして、第31次地方制度審議会を設置すると。その内容の項目といたしましては、人口減少社会に的確に対応する地方行政のあり方ということについて、向こう3年間をかけてしっかりと審議をしていきたいというふうにおっしゃってございました。今後の人口減少社会におけるこの審議会のあり方についても十分注視していきたいというふうに思っておるところでございます。

ます。

私ども弥富市といたしましては、平成21年から第1次総合計画を策定し、人口予測、あるいは世帯数ということについてもお話をさせていただいているところでございます。過去5年間の平均として、いわゆる出生は年間400名を超える数字という状況でございます。自然増においてはプラス80名ほどの1年当たりの増でございます。そして社会増、転入・転出でございますけれども、この状況も1年当たり20名から25名の増という形でこの5年間は推移をしてきました。

そして、平成25年度の人口を4万4,500名と推計したわけでございますが、これはまさに平成25年を締めてみた場合は推定どおりでございました。現在の人口は4万4,500名でございます。

そして、世帯数におきまして、1万6,000戸を推計したわけでございますが、こちらのほうもほぼ予定どおりということで、1万6,300戸が今現在の弥富市の世帯数でございます。

こういったことが平成21年度から平成25年度までの実態としての数字でございます。しかし、これから後期計画がスタートする平成26年から平成30年までについては、残念ながら弥富市も人口減少社会に入ってくるということを推定しておるわけでございます。平成30年の人口を4万6,000人と今現在推定をしているわけでございますけれども、過去5年間の伸びは、1年間当たり、先ほども言いましたように100名でございます。そういうような状況において、5年間という形の数字を今の現状を加算していくなれば、約500人になるわけでございますので、4万6,000人に対して4万4,500名でございますので、1,500人という形に対して生み出していかなきゃならないという状況があるわけですが、残念ながら、今の現状のままだと推定値は下回るというようなことを思っているわけでございます。

先ほど議員がおっしゃった婚活ということについて、未婚の方の出会い、そして結婚、そして出産ということが地方の自治体においても重要なことであることは申すまでもないわけでございます。

インフォーマルな形ではございましたけれども、海部南部広域事務組合におきまして、これは蟹江町、飛島村、そして私ども弥富市が一部事務組合として介護の認定をしているところでございますけれども、その職員さんに立ち上がっていただきまして、各市町村の職員の出会いの場をつくっていただき、いわゆる婚活ということを過去3年間ほどやってまいりました。私たち首長もその会に出席をし、積極的にその会について応援をさせていただきたいというふうに思っておるところでございますが、今後、その職員さんも出産ということで職を少し離れますので、誰が後を継いでいくかということは大きな問題でありますけれども、インフォーマルな形ではございましたので、これが一つの制度とはなっていないということでございます。

ということで、弥富市としては、これを一つの制度化していく必要があると思っているわけですが。今、私が素案として思っておることは、社会福祉協議会において結婚支援の相談所を設けていきたいというふうに思っております。民間の結婚相談という形の会社に委託をいたしまして、委託料を払いながら検討していきたいというふうに思っているところでございます。

私どもの市の職員、あるいは保育士さんも随分未婚の方もお見えになりますので、全部登録していただきたいというふうに思っております。また、一般市民の皆様方にも広くこの事業を案内いたしまして、広報の啓発活動に努めていきたいというふうに思っております。そうした形の中で、いわゆる婚活から出会いがあり、結婚へというような状況を生み出していきたいというふうに考えております。また、議員各位の御指導もいただければと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

婚活支援事業に対する自己評価としては、3割が効果が中程度であるというふうに回答されておりますが、効果がないから、すぐやめるというのではなくて、地道に根気よく事業を継続し、弥富市の名物事業の一つとして、例えば会場にきんちゃんなんかに入ってもらって、きんちゃんとデートといったようなネーミングで継続していただいて、一組でも多くの幸せなカップルの誕生を目指し、弥富市に定住し、子供を育て、きらめく弥富に恥じない社会としていくためにも、また日本の人口1億人を保つためにも、ぜひ行っていくべき事業であることを申し上げまして、次の質問に入ります。

○議長（佐藤高清君） それでは、ここで暫時休憩します。再開を11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野議員、お願いします。

○7番（平野広行君） それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

弥富市第1次総合計画、後期基本計画における第3次行政改革の中期財政計画及び都市計画税の検討、そして予算書、財政報告書のあり方について質問いたします。

服部市長も、昨年の賀詞交歓会における年頭の挨拶から、この中期財政計画、そして都市計画税の検討という話をされるようになりました。

一つには、現状における本市の厳しい財政状況、さらには、平成33年度からは合併算定が

えによる約6億円に上る地方交付税の歳入がなくなること。そして、その後の本市の財政状況を考え、また災害時において、市民の皆様の生命・財産を守り、本市の司令塔の役目を確実に果たさなければならぬ新庁舎の建設に向けての確かな財源確保、そのような思いからだとは私には推察いたします。しかし、そのためには、市民の皆様に本市の財政状況を正しく理解してもらわなくてはなりません。そして、本市の主権である市民の皆様が不在の議論をしては絶対にいけないと思います。

来年、市長の改選が行われるわけですが、服部市長の出馬表明がまだありませんのでわかりませんが、出馬するのであれば、本来このような話はしたくないはずであります、あえて話を出さなければならぬのは、本市の平成33年から先の確かな財源確保に向けての並々ならぬ思いがあるからだと思えます。

本市の場合、基幹税であります市税においては、幸いなことに微増を続け、平成25年度決算はまだ出ておりませんが、決算においては約77億円という過去最高額が予想をされております。しかし、本市においては、高齢者と呼ばれる65歳以上の人口が1万人を超え、市全体で約23%を占める人口割合になってきました。医療・介護といった民生費、公共下水道事業、防災・減災対策、各施設の老朽化対策等、いろいろな要因が絡み合って、増加している市税を圧迫しているわけでありまして。我々に示されている中期財政計画を見ても非常に厳しい状況が提示されているわけでありまして。

今後は、さらなる行政改革はもちろんのこと、本市の資産内容を把握した財務4表の活用をもとに、中期財政計画の見直し、さらには都市計画税の検討といったことを進めなければならぬと、市側は考えているように思われますが、まずここまでの私の発言に対しまして、服部市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

第3次行政改革、そして中期財政計画は、平成26年から平成30年の5年間の中でこれから実行してまいるのでございますけれども、市民の皆様にお話しするのはこの私の立場としては当然のことであり、いろいろな機会をいただきまして、この財政計画、あるいは行財政改革ということについてお話をさせていただいておるところでございます。これは、私の選挙とは何ら関係するものではございませんので、御理解もいただきたいというふうに思っております。

特に中期財政計画におきましては議員各位にもお話をさせていただき、向こう平成30年までの5カ年の財政計画については議員の方にも御理解をいただいているところでございます。

この財政計画は、第1次総合計画の後期基本計画を実行する上において、財政の裏づけをするものでありまして、大変重要なことでございます。議員おっしゃったように、さまざま

な事業がこれから先にあるわけでございます。3・11東日本大震災、あるいは伊勢湾台風から55年という状況の中において、防災・減災対策は喫緊の課題であるということでございます。

あるいは、まだまだ都市基盤整備事業、道路であるとか、公共下水道事業も進捗をさせなければなりません。

あるいは、先ほども御質問がございましたけれども、少子・高齢化社会ということに対して、どのような子育て支援をしていくか、あるいは国保、あるいは介護に対する事業支援をどのようにしていくかということは本当に大事な問題になってくるということでございます。

また、教育環境の整備につきましても事業を進めていかなきゃならないということでございます。

これらのこれから先の5年間の大きな事業でございますが、その歳入、裏づけとなる税収ということにつきましては、先ほど議員もお話ございましたように、個人市民税、あるいは固定資産税、法人税という基幹税は、おかげさまで市民の皆様の大変な御努力で平成25年度の決算はいい決算を迎えそうでございます。総額としては77億7,000万円ぐらいになるのかなというふうに思っておるところでございます。

また、海部津島の7つの市町村があるわけでございますが、この総生産額におきましても弥富市は海部地域ナンバーワンで、2,000億を超える総生産額になってまいりました。この総生産額をもっともっと伸ばしていくことが大きな市税、税収の伸びにつながっていくだろうということを思っておるわけでございます。こういったことについてもこれからも努力していきたい。

また、各種交付金が歳入の項目としてあるわけでございますけれども、平成26年4月から導入されました消費税率が8%になりました。これは、地方の消費税の交付金という形で変わってくるわけでございますけれども、今までの5%のときには1%の地方消費税の交付金をいただいております。これが約4億円でございました。しかし、平成26年4月からの8%に対しては、地方消費税の交付金は率として1.7%で、プラス3億を予定しているところでございます。

また、常にお話をさせていただいておりますけれども、また議員からもお話ございました合併算定がえの特例の地方交付税、これは平成27年度を満額といたしまして、28年度から減額になっていくわけでございますが、この額が臨時財政対策債を含めた額で6億6,000万ということでございますが、28年度からは減額になっていくということを歳入の面からもしっかりと捉えておかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

また、市債においては、一つは、税収という形でカウントしていくわけでございますけれども、今後も臨時財政対策債、あるいは庁舎の建設に伴う合併推進債及び通常市債を見込

んでいかなければならないと考えております。

また、財政の健全化ということは大変重要なわけでありますので、その指標として、公債費の比率ということを中心に注視しなければならないと思っております。公債費の比率というのは、いわゆる起債、借金における元利償還金をしっかりと計算しながら、財政の健全化を進めていくということでございます。

一方、この期間中に歳出の見通しといたしましては、さまざまな人件費、社会保障費の負担と言われる扶助費、あるいは借り入れた市債の元利償還金という形での公債費の償還、あるいは国保事業、介護保険事業等の繰出金、高齢化の進展に伴うこれらの問題につきましては大きな歳出という形の中で進められるだろうというふうに思っております。

このような歳出は、御承知のように公共事業等の投資的な経費、これが市民のサービスに直結する経費が圧迫されてくるというような状況をどうしても防いでいかなきゃならないというふうに思っております。

住んでよかったまち弥富、そして、住み続けたい弥富という形の中で、市民の皆様にも御理解いただけるように行政をしっかりと進めていかなきゃならないというふうに思っております。

そういう状況の中における歳入と歳出のバランスをとりながら、財政の健全化を図り、行政を進めていきたいというふうに思っております。

都市基盤整備事業に目的税と使途される都市計画税につきまして、以前からお話をさせていただいております。これは、公共下水道事業、あるいは街路事業、あるいは駅前整備事業に資する都市計画税でございますけれども、いつから導入するということにつきましては、現在、明確な日にちを考慮しておるわけではございません。今のしっかりとしたまちづくりを進めていくためにも、検討していかなきゃならないということを財政計画の中にも盛り込んでおるところでございます。

そういう状況の中で今現在としては考えながら、市民の皆様、そして議会の議員の皆様とさまざまな形における弥富市の財政について共有化をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、次に具体的な話に入らせていただきます。

まず、中期財政計画について伺います。

一般的に自治体の決算報告といいますと、今年度は幾ら幾ら黒字だったとか、幾ら幾ら赤字だったとか、報道をされております。これは、歳入から歳出を引き、さらに繰越明許費等、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた、いわゆる実質収支の額を言っているわけでありませぬ。

本市でも平成24年度の決算報告が25年11月号の広報「やとみ」の中で、一般会計歳入決算額152億2,283万円に対し、歳出決算額145億8,386万円となり、実質収支では5億6,853万円の黒字になりましたと報告されております。しかし、歳入には、借金をして入ってくる金、あるいは貯金を崩して入ってくる金もあります。貯金を崩して入ってきた金を差し引いて、本当の意味の収支計算をしたのが実質単年度収支の額でありまして、平成24年度においては1,791万円の赤字となっております。

平成20年度から24年度までの5年間の実質単年度収支の額を計算しますと、5年間で約5,000万円の赤字でありまして、この間に財政調整基金を7,000万円取り崩して補っているという形になっております。平均しますと毎年約1,000万円の赤字となっておりますが、まずまずの財政運営が行われているように思われます。

このような財政状況をやはり広く市民の皆様にも正しく理解していただくことが今一番大事なことだと思います。

ホームページ上で示されております中期財政計画においては、平成27年度より形式収支において、形式収支とは歳入から歳出を引いた額であります。毎年赤字の計上がされておりますが、そうではなくて、やはり形式収支においては黒字計上での財政計画を立てていくべきだと思いますが、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝君） 中期財政計画の策定に当たりましては、直近の5年間の決算額、並びに当該年度の予算額及び決算見込み額をベースに、この先、現行の税制や国・県の補助制度などが継続するものと仮定し、また投資的経費として、平成26年度には新白鳥保育所建設事業、平成30年度まで新庁舎建設事業を見込んでおり、それ以外の建設事業につきましては、投資的経費に充当する一般財源を6億円とし、向こう5年間の財政見通しを推計値という形で算出しております。

したがって、この計画の中にあります財政見通しの金額というのは、現在の本市の行財政運営をそのまま継続した場合の見込みでございまして、これには歳入増・歳出減のための取り組みによる効果は反映しておりません。

この財政見通しを踏まえた上で、各年度における赤字をどのように解消していくのか、その取り組みの方針、方向性を示しているのがこの中期財政計画でございます。

中期財政計画における財政見通しは、これから先、本市が直面する厳しい現実を把握するという意味において大変重要な基礎資料でありまして、中期財政計画はこの財政見通しを踏まえて、今後訪れる厳しい財政状況を真摯に受けとめ、この困難をどのようにして乗り越えていくか、その具体的な取り組みを検討し、実践するための指針となるものと考えております。

この中期財政計画をもとに、これから迎える厳しい財政状況下においても本市の財政運営が健全かつ適正なものとなるよう、全市を挙げて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） はい、わかりました。

じゃあ次に、第3次行政改革実施計画における財務4表の活用について質問いたします。

今までは自治体の財政報告としては、決算報告、つまり1年間の金の出入りについての説明だけでしたが、これでは本当の意味の自治体の財務内容が示されないということで、平成21年度より財務4表による自治体の財政力を明らかにするようになりました。

地方公共団体の会計制度は、1年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた現金主義の考え方に基づくものですが、この制度では、これまでの行政活動によってつくられた道路であるとか、学校であるとか、公共施設、あるいは公園等の資産がどれくらいあるのか、あるいは、その対価として将来支払わなければならない負債がどれくらいあるといった情報は読み取ることができません。

財務4表では、これら資産や負債の状況が把握できるようになるため、多くの財務情報を市民の皆様公表することが可能になります。本市でも、これに基づきまして、現在ホームページ上で公開しております。

そしてまた、財務4表の作成システムですが、現状では2通りありまして、本市と蟹江町は同じシステムを利用しておりますが、愛西市、あま市、津島市、稲沢市とは異なっておりまして、これら近隣他市と現在においては単純に財政の比較をすることはできませんが、2014年度、今年度中にも総務省が示しました統一様式で各自治体が財務4表を作成する予定になっておりまして、比較が容易にできるようになります。

そこで、現時点での近隣他市との比較ということで、一般家庭でいう貯金に当たります財政調整基金と、借金に当たります市債との関係について、市民1人当たりに換算した額で比較してみました。

配付いたしました資料、このグラフをごらんいただきたいと思います。

このグラフのデータはことしの3月、中日新聞に掲載されました平成26年度各市の予算案のデータに基づいて作成をいたしております。

表からわかりますように、市民1人当たりの財政調整基金が一番多いのは5万3,512円で愛西市、2番目は4万7,191円で弥富市であります。そして市債、借金ですが、借金が一番多いのも34万7,068円で愛西市でありまして、弥富市は26万2,921円で4番目であります。さらに、市債から財政調整基金を引いた額、つまり借金から貯金を引いた額、いわゆる正味の借金の額になりますが、市民1人当たりに換算して、借金が一番少ないのは18万4,091円であま市、2番目に21万5,730円で弥富市、3番目は21万6,328円で江南市となっております。



一番借金が多いのは29万3,556円で愛西市であります。

このように、弥富市は、西尾張地区においては財政状況は現状では2番目にいいということになっておりますが、愛西市の場合、庁舎建設ということに取りかかっておりまして、市債残高が多くなっているわけでありまして。

この間も中日新聞に愛西市のことが載っておりました。6月12日、「愛西、2040年に人口23%減」という記事をちょっと読ませていただきますが、市は現在、財政規模の縮小に努めている。厳しい市の財政事情を知ってもらおうと、5月24、31日の両日、市内6カ所でタウンミーティングを開いた。タウンミーティングの席上、日永貴章市長は、今後は予算を本年度当初より2割縮小した200億円規模にしていくしかないと述べ、3年以内にも実施を目指す考えを示した。市の事業を見直して、統廃合するものも出てくるものと思うとも語り、理解を求めたと、こんな記事が載っております。愛西市において、御承知のように企業立地の推進課を設置して企業誘致に力を入れ、税収アップを今検討しておるところでございます。

このように、本市の財政状況は他市に比べて現状では良好であると思われまして。しかし、本市では、先ほど言いましたように庁舎の改築という一大事業を控えております。愛西市と同様に、市債の残高がふえるのは明らかであります。対岸の火事ではありませんが、今後しっかりと財政計画を立てていただきたいと思っております。

そこで、第3次行政改革において、財務4表の活用を取り上げて、中期財政計画を立てていく方針が示されておりますが、具体的にどのような点に着目して財政計画を立てていくのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 従来の予算や決算等の財務会計処理においては、現金の移動しか記録されず、現金以外の資産や負債の情報は蓄積されておりました。このため、建物や道路などの資産や借金の情報（ストック情報）、それと減価償却費などを含めたフルコスト情報といった財政運営において必要な情報を把握することができませんでした。財務4表を活用することにより、市の資産や負債の状況を正しく把握することができるようになりますので、これを財務会計に反映させることによって市の財政状況を正確に把握し、財政運営を適正に行うことができるようになります。

具体的にどのような点に着目するかということですが、ホームページ上でも公表しておりますが、純資産比率、安全比率、社会資本形成の世代間比率、こういった比率の弥富市における経年比較、また他団体との比較、こういった点に着目していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 本市の財政状況としては、財政調整基金はほとんど変わりありません

が、市債の残高は毎年少しずつ増加傾向にあります。

財政課のコメントとしまして、普通会計における平成23年度の財務4表総括の中において、将来世代の負担の先送りが進んでおりますと。まだ、弥富市の財政状況は良好ですが、徐々に悪化の傾向であることも認識しなければなりませんと述べておりまして、実際、財務4表に記載されている市民1人当たりの純資産、先ほどお話ししました純資産ですが、これは資産から負債を引いた額であります。平成22年度が216万円、23年度が213万円、24年度が210万円と、毎年約1.4%ずつ減少しているわけです。24年度の総括においては、資金の増減だけでなく、何がふえ、何が減ったか。そして、将来的にどのような出費が見込まれるか等、長期的な観点から財政計画を打ち立てなければならないと述べておりますが、まさにそのとおりであります。

財務4表からは過去及び現世代の負担比率と将来世代の負担比率を知ることができます。弥富市においては、現在、将来世代の負担比率は10%ぐらいとなっております。将来世代の負担の先送りは今のところ心配する状況ではありませんが、先ほどの答弁にありましたように少しずつふえております。今後は将来世代への負担の先送りなども十分考慮した財政運営をしていただきたいと思います。

今後行われます弥富市の大事業である新庁舎の建設に向けて、一番大事なのは市民の皆様の理解と協力ですが、次に大事なのは、しっかりと財政計画に基づく財源確保であると思います。転ばぬさきのつえと言いますが、都市計画税を検討することについては、それはそれでいいのですが、その前にもっともっと市民の皆様に本市の財政状況を理解してもらうための情報発信をすることが大事であると思いますが、市側の見解を求めます。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

平野議員、第1次弥富市総合計画に伴う前期計画、あるいは後期計画の中で、その財政の問題についてしっかりと御理解をいただいていることに対して心から感謝するわけでございます。また、大変心強く思っているところでございます。

市民の皆様に財政状況、あるいはさまざまな当初予算における諸事業について、もっと我々は情報を公開していかねばならないということの御質問でございますけれども、全くそのとおりというふうに考えております。以前にも弥富市の当初予算の作り方については、いろいろと疑問な点もあるという形で他の議員からも御指摘をいただいているところでございますけれども、来年、平成27年度からは別冊で小冊子を作成して、市の財政状況であるとか、あるいはそれぞれの所管の諸事業において、主な項目について、市民の皆様方に情報公開をしていきたいというふうに思っております。

そういった形の中で、またさまざまな形で市民の皆様から御意見も伺えるということでご

ございますので、そのような形で情報発信をしていきたいというふうに思っております。

今までは広報であるとか、あるいはホームページにおいて、それぞれ公開をしてきているわけでございますけれども、それだけでは足りないだろうということでございます。別冊の小冊子をつくって、皆さんに御理解いただきやすいように考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 最後に、市民の皆様への財政の情報発信として、市長のほうから今御答弁いただきましたが、よくわかる財政報告書について質問いたします。

昨年の9月議会の一般質問においても、わかりやすい予算説明書を作成し、ホームページ上に公開することをお願いしておきましたが、平成26年度におきましては、わかりやすい予算概要説明書という形で各事業についての詳細が示され、ホームページ上に公開されておりました。

確かにわかりやすくなってはおりますが、欲を言えば、もう一步踏み込んで、いわゆるかみ砕いた説明がされている予算書、決算書にさせていただきたいと思っております。そしてまた、財務内容報告書を作成していただきたいと思っております。

最近、中日新聞の尾張版で紹介されましたが、稲沢市にあります名古屋文理大学の学生が、「いなっぴーと学ぶ稲沢のお金の流れ」と題して、稲沢市の財務状況をわかりやすく解説した冊子をホームページ上に載せました。

また、本市と予算規模及び人口等が似ておる高浜市においては、わかりやすい予算書について、またその疑問編、財政状況編、さらには「お金の使い道をお知らせします」と題した決算報告書にイラストを入れたり、わかりやすい言葉を使って解説をしております。

また、碧南市においては、近隣他市との比較を主体にいたしまして、市の財政状況を本当にわかりやすく説明しております。

これらの資料を財政課の方に先日お渡しをしておきましたが、本市と比較して、どのように感じられたか、感想を伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 他団体が公表しておられる資料を見せていただきました。どちらも市民の皆様によりわかりやすい内容となるよう、大変よく工夫しておられると感心しているところでございます。

本市におきましても、市民の皆様により質の高い行政サービスを提供するという意味で、あらゆる情報をよりわかりやすく、丁寧に説明、提供することを心がけていかなければと考えておりますので、予算説明資料につきましても、市民の皆様が目線によりわかりやすいものとなるよう見直し等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次は、財務4表のことについてちょっと報告させていただきますが、財務4表、広報「やとみ」の中で毎年2面を使って大きく掲載されております。確かに数字は1円単位まで正確に記載され、専門用語もきちっと説明されておりますが、今の説明方法では、市民の皆様には理解するのがちょっと難しいかなと思います。ホームページ上で公開されているスタイルのほうが、100万円単位ということもありまして、数字もわかりやすく、またコメントも的確であります。非常にわかりやすくなっておりますので、他市と比較しても、私は一番できがいいのではないかなと、こんなふうに思っております。ただ、広報「やとみ」とホームページ、どちらを多く市民の方が見られるかといいますと、やはり広報「やとみ」のほうでありますので、ホームページ上のできるいいものを広報「やとみ」の紙面に落としていただいて、それだけで十分だと思います。ただし、紙面には制約がありますので、的確なコメントに集約をしてもらわなければなりません。

他市のものもいろいろ見ましたが、知立市、高浜市のものがよくできておりますので、参考にさせていただいて、よりよい財務4表の公表を行って、本市の財政状況を市民の皆様にはわかりやすく、どんどん発信し、しっかりとした収支財政計画を立て、市民の皆様の負託に応えていただくことを強く求め、質問を終わりますが、最後に一つ、テレビをごらんの市民の皆様をお願いをしておきます。それは、現在行われておりますが、J I M Oキャラ総選挙というやつですね。昨年もキャラクターの総選挙の全国版がありました。今、愛知、岐阜、三重の東海3県のJ I M Oキャラ総選挙が行われております。今度の登録は48の自治体が登録、参加しておりますが、きんちゃんは今6月9日の時点で27位であります。ちょうど中間ぐらいですね。エントリーが45番目ということで、ちょっと出おくれましたのが響いておるのかなと思います。よく頑張って真ん中の辺まで持ってきたと思っております。

ゆるキャラの目的は、地元が誇る名産品や観光資源を多くの人に知ってもらい、地元の魅力を最大限にアピールして地域を活性化させることでもあります。きんちゃんはゆるキャラの元祖でありますから、皆さんにしっかり投票していただいて、地元弥富からの情報発信をしたいと思っておりますので、市民の皆様には御協力をお願いしたいと思います。パソコンやスマホからJ I M Oキャラにアクセスしていただいて、登録するだけで簡単なことでございます。1日1回ワンクリック、これが得点を上げるわけでございますので、市民の皆様にはぜひ御協力いただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

弥富市の今の保育状況について、特に保育料やこの間の子育て支援アンケートの結果について質問させていただきます。

我がまち弥富市は、子育てするなら弥富でと、子育て支援を重要な政策と位置づけて、保育行政には大きな力を入れております。そのために、この少子・高齢化の時代にあっても、他の近隣市町、例えば愛西市や津島市さんなどが1割、2割と子供の数が減っている中で、弥富市は維持、またはわずかな減少にとどめているということが起こっております。

保育料金は、愛知県平均の35%低い、また待機児童もほとんどないということが大きな魅力となっていると思われまます。

ただ一方では、国の制度による子ども・子育てに関する制度が今大きく変わろうとしております。3月議会ではその基準について質問させていただいて、今の基準を後退させないということで答弁がございました。そのことに関しては本当によかったなと思っておりますけれども、今度は保育の利用料金について確認していきたいと思っております。

国の制度の変更に伴って料金の形態が変更されようとしておりますけれども、例えば今まででいいますと、3歳未満児と3歳児以上という区分で分けられていたりとか、また延長保育の関係は、うちでいうと1,000円の追加をすれば延長保育が受けられるような状況でございました。

今後、どのように料金の形態が変更されて、今どのように検討されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤高君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

新制度におきます利用者の負担についてでございますが、世帯の所得の状況等を勘案して定めることとされております。現行の保育所の利用者負担の水準をもとに、これは、国が定める水準を限度としてという言い方になっておりますけれども、市町村が定めることになっております。

こうした中で、先月に開催されました国の子ども・子育て会議において、利用者負担のイメージが示されたところでございます。

そのイメージにおきましては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定がされております。その負担水準は、現行とほぼ同様な内容になっております。

本市におきましては、このような国の水準をもとに、本市の現行の保育料の額の水準を踏まえながら、本年度秋ごろまでに来年度からの保育料の額を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） まずは料金形態の変更を聞きたかったんですけれども、例えば区分が

今まで3歳未満児と3歳児以上と分かれていましたよね。時間によっては、うちで言うと延長保育か、そうでないかということになっていましたよね。ところが、今度は、年齢によって細かく刻まれたりとか、また8時間、11時間に変更するとか、どういう形態がとられていくのかをちょっとお聞かせいただきたいなと思っているんですが。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 新制度におきまして、保育の必要量の区分がされているということでございます。詳細については、また後で担当課長から話させていただきますけれども、保育水準の時間につきましては、標準時間が11時間、それから短時間ということで8時間という利用者負担もそれぞれ区分した水準が設定されているところでございます。

本市におきましては、現在、午後5時を超える保育延長につきましては、延長保育料をいただいております。先ほど御指摘いただいたとおりでございます。

新制度におきましては、延長保育料のあり方も含めまして、秋までには方針を定めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） ただいま御質問いただきました3歳以上、3歳未満の関係でございますが、これにつきましては、今回、利用者負担のイメージ、国の子ども・子育て会議で示されましたとおり、こちらも3歳以上、3歳未満の区分がされております。したがって、そのような区分は今後もしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） ということは、年齢による区分は変更なしということと、延長については、まだこれから検討していくということによかったですね。

それで、先ほどもちらっとお答えいただいて、今の水準は基本的にちょっと読み取れなかったんですが、現状維持でいいのかなと思いつつ、質問させていただきますが、今、本当に子育てする世代の人たち、特に年少扶養控除の廃止や今回の消費税増税などによって、本当に大きな負担となってきております。形態は変われど、基本的にはそれによった負担増はしない。今後も子育てに優しいまちとして、弥富市のイメージを確固たるものにして、弥富の発展の土台にしっかりと腰を据えていくべきだと私は考えておりますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

先ほど来からいろいろと中期財政計画のお話やら、あるいは第3次行政改革のお話をさせ

ていただいておりますが、今後5年間を見たときに、財政状況というのは決して易しいものではない。厳しい状況が私ども本市の周りにも取り巻かれているということは那須議員も御理解をさせていただけるところだと思っております。

また、本年3月に策定いたしました後期基本計画におきましては、それぞれの事業を、その計画の中でお約束した事業を進めていかなきゃならないというのも事実でございます。そうした形の中で、我々は財政の健全化ということを常に求めていかなきゃならないということをお話しさせていただいております。

現在、9つの保育所に対して、その運営の事業費は約10億かかっております。そして、保育料につきましても、18年間改正せずにやってまいりました。これは弥富市の子育て支援の中での大きな柱の施策であるということは私どもとしては十分理解をしております。こういった厳しい環境は我々行政だけじゃなくて、家庭環境の中にもあるだろうということにつきましては十分理解をするところでございます。今後このようなことをしっかりと踏まえながら、今年度秋ごろまでに来年度の保育料につきましてはしっかりと定めてまいりたいということをお思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 秋ごろまでに検討されるということでございますので、ぜひ市長には、本当にこの土台、財政厳しいということもございしますが、逆に言えば、この弥富の財政、例えば77億7,000万という過去最大の税収をここまで押し上げてきたものが何なのかと。やはり子育て支援による大きな人口の流出がなかったことと、あとはこのあたりに大きくマンション等もどんだん建てられて、固定資産税も入ってきたということで、財政面においてもしっかりとした土台になっていることを勘案して、今後の対応という形で御検討いただければなと思っております。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩といたします。昼休みといたします。再開を12時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、次の質問者の三宮十五郎議員のほうから参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

那須英二議員、よろしくお願います。

○4番（那須英二君） 午前中に引き続きまして、続きの質問をさせていただきます。

午前中、保育料に関しての質問をさせていただきました。秋までに検討ということなので、負担増にならんような検討をぜひひとつしていただきたいとお願いしておきます。

保育に関して、2点目の質問になります。

昨年、子ども・子育て支援に関するアンケートをこの市でも実施しております。当市は、これを基準に今後の子育て行政を考えていきたいと、昨年度、私の幾つかの質問にも答弁として答えていただいております。このアンケートの結果報告書、こういったものを私ちょっといただいて、見せていただきました。

これによると、子育て世代の皆さんの需要があるものということで大別しますと、子育てに伴う経済的支援等、安全・安心な道路環境の整備、あと続いて、児童クラブの受け入れ拡大に対する要望というのが大きく占めておりました。

児童クラブに関しましては、高学年の受け入れを来年度から行うということで、私の質問にも答えていただいております、日の出児童クラブの増設もしておるので、そのように進行しておるかと思っておりますので、ある程度の人数は対応できるんじゃないかなと思っております。

あと、経済的支援といたしましては、先ほど質問させていただいた保育料を値上げしないことや、これは就学前だけでなく、就学時の小学生の児童の保護者の方にもアンケートをとっているようであるので、就学支援としては、今まだ周知が徹底されていない部分もあって、なかなか利用が見込めてないので、その辺の周知をしっかりといただくということで考えていただけたらと思います。

交通安全でいえば、歩道の整備や防犯の関係上の問題、私が聞いたところによりますと、最近不審者といいますか、変な人も出没していたり、またあと、人だけじゃなくて、犬がうろついて、登下校中に近寄られて子供がびっくりして泣いて家に帰ってきたということも聞いておりますので、そういった対策もしていかなければならないんじゃないかなと思っておりますので、具体的に、このアンケートをもとに、今後市として取り組んでいくものがあれば、ぜひ教えていただきたいのですが、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にありましたように、昨年度実施いたしました子ども・子育て支援に関するアンケート調査におきましては、子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要性が高いと思われるものは何だと思えますかという設問に対し、就学前の児童・小学生の保護者のいずれも、「安全・安心な道路交通環境の整備」や「子育てに伴う経済的支援の充実」と回答される方が半数ほどあり、上位に上がっております。こちらのほうは、議員のおっしゃられたとおりでございます。



まず安全・安心な道路交通環境の整備といたしましては、本市はこれまで通学路、歩道の整備等の安全対策や防犯灯の整備・改修等、防犯対策を推進してまいりました。

また、子育てに伴う経済的支援の充実におきましても、本市は近隣に先駆けた中学生までの医療費の無料化や保育料を低水準で18年間据え置きするなど、子育て支援施策を本市における最も重要な施策の一つとして推進してきたところでございます。

今後も安全・安心な道路交通環境の整備や子育てに伴う経済的支援の充実だけではなく、その他で必要性が高いと回答がありました、先ほど言われました児童クラブの受け入れ枠の拡大や保育所、児童館等子育て支援関係施設の整備等も含めた総合的な子育て支援施策を推進していく必要があると考えております。

現在、子ども・子育て支援事業計画の策定中でございます。子ども・子育て会議の委員の皆様御意見も伺いながら、本市の今後の方針を定めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、この結果を踏まえて、もう一度子ども・子育ての会議があるということでございますが、その会議って、何月にあるとか、わかっているものがあるれば教えてください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 次回子ども・子育て会議の開催につきましては、今月の末を予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今月末ということですので、そこではしっかりと議論していただければいいかなと思っておりますが、やはり本当に特に最近目立ってあるのが、安全・安心ということで大きく伸びていた部分もあるので、防犯灯に関して言えば、古いものがあるということで前回も指摘させていただいたのがあったりするものですから、そういった部分を早急に解決していただくのと、やっぱり歩道に関しては、ここは危険箇所だなと思った部分に関しては早急な対応を求めていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） 防犯灯の修繕、または取りかえ等につきましては、地元の方と相談しながら、古い箇所から順に取りかえていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 地元の方とということであったんですが、なかなか予算が回ってなくて、要望どおりに早急につくれないということもあったらしいので、ぜひその部分に関して

も十分配慮していただいて、早急な対応をお願いしたいと思います。

子ども・子育てに関するものに関しては今月末のことになりますので、これ以上言ってもあれかなと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

3点目、今度は子ども・子育てとはちょっと切り離れたというか、先ほどちらっと出たこともありますけれども、交通安全や道路整備についてでございます。

最近、弥富市でカーブミラーが古くなって見えにくいとか、白線や道路標識が本当に古くなって見えにくい。白線に至っては、もう消えて、見えないというようなものが多々見受けられます。例えば私、きょう、自分のうちからここに来るまでに結構な箇所で見えない部分があった。特に一時停止の白線については、どこでとまったらいいかわからんぐらいの消えかかったものが多々あったんですね。具体的な箇所については、また後ほど報告させていただきますが、そういった部分に関して、市ではどのように管理して補修を行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、御質問に対して回答させていただきます。

白線等について、どのようにチェックし、補修しているかという御質問でございますが、カーブミラーや白線、標識等の管理につきましては、土木課の職員が外出した際に巡回して、補修する箇所がございましたら確認を行って、補修する場所の連絡を区長さん初め、市民の皆様方より多くいただいております。

この場合につきましては、土木課職員が補修するものの確認を現地で行います。そのものがどこの所管かということで、例えば国・県、公安委員会、弥富市のいずれに当たるかを確認の後に、市の所管となる場合につきましては、市が委託しております業者に連絡をし、速やかに補修をするように指示をして、確認をしているところでございます。

また、市管理以外の場合につきましては、それぞれの所管に連絡をして、対応をお願いしているところでございます。

職員だけでは市内全域の確認もできませんので、今後も危険箇所等がございましたら、御連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もちろん職員だけの目では行き届かない部分が、広いものですからあると思います。そのことで、やっぱり地元の方が結構市のほうに持ってきて、ここちょっと切れておる。危ないよということで教えていただけるかなと思うんですけれども、そういった箇所で、例えば今年度に入って、言っても、なかなかそれが補修できていないということも聞いておりますが、補修する対応というか、どれだけのそういった報告があつて、達成というんですか、どれだけ補修できているかというのは、管理はどういうふうになっているん

でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 補修の管理でございますが、さきに今の状況を報告させていただきたいと思っております。

カーブミラーや標識の中には速やかに補修できずに、長時間放置したままとなっているものもございます。これにつきましては、物損事故等の場合には事故を起こした当事者が補修することになっておりまして、保険を利用して補修する場合につきましての手續などに時間を要します。速やかな補修ができずに、長時間放置したままとなっているケースもございません。

また、市を初め、行政機関では、特に年度がわりにおいて委託業者が決定しておらず、事務手続が必要となるために速やかな対応ができなくなり、遅くなることもございます。

以上のような点で補修が遅くなったりすることもございますが、少しでも早く補修することに心がけておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、件数につきましては、ちょっと数を掌握しておりませんので、全部が全部対応できるわけでもございませんので、予算に応じて危険箇所から対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 先ほど、数もたくさんで、なかなか予算もあるということで、早急な対応もできないということでございますが、こういう交通標識や白線、そして道路の穴ぼこ等も含めて、やっぱりお金の問題より命の問題でしょということがあるので、ぜひとも補正でも組んでいただいて、それは早急に直していく対応が求められるんじゃないかなと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 交通安全というのは、私たちの自治体のみならず、県・国の本当に大変重要な施策でございます。愛知県におきましては、過去ワーストワンという形が大変長く続いておるわけでございます。今年度もそんなような状況に今あるわけでございます。

今、議員の御指摘のように交通事故を事前に防止していくためには、さまざまな交通安全標識であるとか、あるいは標示の問題についてはしっかりと市としても注視していかなくならないというふうに思っております。

そういうような状況の中において、12月にもお願いいたしましたけれども、この6月議会におきましても1,000万円を計上させていただきました。補正予算として認めていただきたいというふうに思っておるわけでございます。これは、通学路であるとか、あるいはさまざまな交通安全の危ない場所について、我々自身も気をつけながら行動させていただいており

ますけれども、先日も区長・六役会を通じまして、このお話をさせていただきました。自治会におきまして、この箇所をといるところを見出させていただきながら、我々行政と一体になって交通安全に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤高清水君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 自治会でもぜひともそういったことを知らせてくれる、本当に貴重なところでありますので、そういった要望・要求に対しては迅速に対応していただきたいなど今後も思っております。

あとは、やっぱりうちの市で管理するものであれば、市の責任でささっとできるかもしれないんですけども、県の管理になっているものや国の管理になっているものがあるかと思っております。特に愛知県は、先ほど市長も言われたようにワーストワンということでございまして、それを返上したいと言っておるわけでございますので、県のものであっても、これは危険だと思っているのであれば、しっかりと県にも催促をしていかなければならないと思っているんです。なので、あそこは県だからということで後回しにするんじゃなくて、やっぱり危険があるならば、迅速に対応していただくということで、ぜひとも今後取り組んでいただきたいと思ひます。その辺をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清水君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番、日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。

皆さん、こんにちは。

きょう、私は国民と市民の安全のためにを最初のテーマとさせていただきます、集団的自衛権の行使などによります日本を戦争する国にさせないこと、原子力発電所の災害から私たちの命を守ること、5月30日に県が発表しました地震によりますゼロメートル災害から市民を守ることの3つをあわせて質問をさせていただくことになっておりますが、それに先立って、少しこの問題で最近、市民の皆さんの間で起こっている変化をお伝えさせていただきますと思ひます。

私は昭和43年の3月から議会議員を務めさせていただいて、途中で1期落選をしたことがございますが、その間、相当長い期間にわたって、近鉄駅前朝7時から1時間ほどお話をさせていただいてきましたが、先週の12日に、きょう質問させていただくこの3つのテーマでお話をさせていただいたところ、宣伝カーの近くを通り過ぎていく高校生など若い人たちが次々と頑張れと声をかけてくださったり、手を振ってくれる。ホームからも手を振ってくれる人も何人かございました。私の議員活動の経験の中で近鉄の弥富駅前こんな反応があったのは初めてです。今、本当に多くの人々が政府や国会の動き、国や地域の将来に心を痛

めており、国民や市民の願いに沿ったものにしてほしいという思いを強く持たれているということに改めて痛感いたしました。

そこで、私は、その後の14日の土曜日に、弥富市の長老の識者の一人でもございます、そして海部地域の教育に長くかかわり、退職後は弥富町の最初の専任の公民館長を佐藤町長の求めに応じてされたと思いますが、その後、長く福寿会連合会長を務められ、さらに89歳の現在に至っても語り部の会を主宰されており、地域の発展に寄与されております大島静雄先生を尋ねて、このことをお話しさせていただきました。

先生は、国の政治と国民の思いが余りにもかけ離れている。みんなで声を上げなければ大変なことになる。戦争への道をとめること。防ぎようのない原発の被害から国民や市民を守ることが強く求められている。せめて市長や議会の皆さんが、中日新聞の社説などの立場で一致して対策を考えていただけないだろうか。弥富のゼロメートル災害の避難対策は市の最重点事業として、さすがは弥富市と言われるものになるように取り組んでいただきたいものです。私も燃え尽きるまで頑張りますが、市長や議員の皆さんにも私のこの思いを伝えて、質問をしてくださいと励まされました。

こうした市民の皆さんの思いに応じていただく答弁と施策の展開を求めて、質問をさせていただきます。

まず、市長に具体的に質問させていただきます。

日本を戦争する国にしようとする憲法の解釈の変更や9条改悪をさせないために、平和自治体宣言を行い、中学生に対しても平和教育を実施しているまちの首長として、積極的な役割を果たされることについてお尋ねいたします。

安倍内閣は、憲法9条の立場から、歴代の政権が自衛隊は戦闘地域には派遣しない。自国が攻撃された場合以外には戦闘行為をしないなどの国会や国民との約束を破り、第三国であっても、その攻撃が日本の安全を著しく脅かす場合などに戦闘行為ができるというふうにしてその解釈をねじ曲げ、憲法に対する判断は内閣の責任で行うなどとして、国会での多数を頼み、解釈だけでなく、種々の法律の改正なども準備し、自衛隊の活動範囲を根本的に変えようとしております。

さきに麻生副総理が「ナチスに学べ」と述べてひんしゅくを買いましたが、それは、当時、ドイツがワイマール憲法という世界でも最も国民主権を貫いた憲法を持っておりましたが、国会で多数党になると、数の力で憲法を踏みにじり、秘密警察と独裁政治を打ち立てて、あの世界大戦への口火を切りました。

今日、多くの国の憲法は国民の圧倒的多数が承認しない限り、国会で多数をとり、政権をとっただけでは国論を二分するような問題を一方的に数の力で押し切ることができない仕組みを、憲法を中心に定めており、立憲主義、民主国家の土台となっております。

秘密保護法の制定から、憲法を中心問題の解釈の変更を内閣の責任で行うなどは、国会のハイジャック以外の何物でもなく、「ナチスに学べ」の発言を地で行くものであり、世論調査でも、国民の多数はそうした流れをよしとしていないことは明らかであります。

大江健三郎さんは作家活動を中止して、9条を守ることに全力を尽くすと述べなければならぬ状態でございますが、大島先生なども、燃え尽きるまで声を上げていきたいと述べ、歴代の自民党政権の屋台骨を支えてきた古賀、野中、加藤の元幹事長が相次いで私たちの新聞「赤旗」を通じて、現政権への重大な懸念を述べなければならぬ事態に至っております。

きょうの中日新聞によりますと、自民党の岐阜県連は全県の市町村議会に慎重な対応をされることを求める意見書を出すことを要請しているということが報道されておりました。

ぜひ国民と一番近い政治にかかわる、とりわけ自治体の首長として、この地域の市長会などでも、国民と市民の声を反映し、安心・安全の国と市町にするために積極的な役割を果たされたいと思っておりますが、御見解をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

集団的自衛権の行使の容認について、今、議論がいろんなところで巻き起こっていることは皆さん周知の事実でございます。

いま一度、憲法第9条をしっかりと理解していかなきゃならないときでもあろうというふうに思うわけでございます。

その憲法第9条には、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸・海・空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないという形で憲法に明確に規定をされておるわけでございます。

今回の集団的自衛権の行使につきましては、いわゆる憲法の前文である全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有するとか、憲法第13条における生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については最大の尊重が必要であるという形の中において、憲法第9条だけではなく、憲法の前文ないし憲法第13条を読み合わせて、その集団的自衛権を認められるという形で内閣は理解をされているようでございます。

こういうことを内閣が発動しなかったら、誰がするんですかという形で、つい先日もテレビ討論を私は見ておりました。憲法の歯どめがあればこそということについて、正しい理解が必要だろうというふうに思った次第でございます。

このように、憲法の前文であるとか、13条の読み合わせで憲法第9条の根幹を曲げてしまうということは、いささか軽率ではないかというふうにも理解をしております。

国会で十分時間をかけていただき、議論していただくと同時に、この日本国憲法の第9条につきましては、世界に理解をしていただかなくてはならないというふうにも思っておるわけでございます。

私どもといたしましては、先ほど議員が申し上げられましたように、いわゆる平和都市宣言、あるいは中学校における平和教育を実施させていただいております。そういうような観点からいたしましても、この集団的自衛権の行使という憲法第9条の解釈改憲を急ぐということについては、甚だ今のあり方について疑問を持っているのが率直な私の意見でございます。よって、私どもといたしましては、今後のこの憲法第9条の解釈改憲ということについては、しっかりと中止をしていかなきゃならない。私といたしましては、いわゆる憲法第9条を守っていくということについて、これからもそんな姿勢でまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 大変この問題の根幹に触れられて、市長としては9条をしっかり守っていききたいという表明をされましたが、実は先日、今、憲法問題で国民的な大きな共感を得ております9条の会が10周年の集会を開きまして、そこでいろんな方が意見を述べられましたが、私、非常にそのときになるほどと思ったのは、韓国の大学教授のキム・ヨンホさんという方が、今、東北アジア、東アジアは敵対的相互依存の悪循環の穴に陥っています。中国という敵をつくり、敵の威力を強調し、それで民族主義、保守的雰囲気高め、それで政権の安定を目指す。中国も高まる民主化の要求を押さえつけなければならない。そのために日本という敵をつくり、ナショナリズムを引き起こす。そうすれば、互いに敵でありながら、みずから敵に依存する敵対的相互依存の悪循環がエスカレートします。相手への脅威が非常に高まれば安全保障問題が問われ、そのために憲法を変えるべきだと言えば、支持率がどんどん高くなります。韓国も含め、敵対的相互依存の悪循環から抜け出すためには、市民の理論が国家の論理、軍事の論理を圧倒すべきです。そのために、アジアの市民社会が連帯し、アジア市民平和会議を開いて、アジア全体の市民平和憲法をつくるべきだと思いますというふうに述べられておりますが、非常に、特に北東アジアの状態というのは危険な状態だということを世界中の人たちが感じている状態で、アメリカももっと中国や韓国と首脳会談ができる条件をというふうに求めておりますが、結局、靖国神社参拝の問題で、さきの戦争は正しかった。そして、日本は何も間違ったことをしていないというのが靖国神社のあの戦争に対する公式な態度でありまして、靖国神社の中には遊就館という戦争博物館があって、そこへ行くと、まるで時代が変わったような展示がされておまして、そのことの中で靖国神社問題が大きな問題になっております。

森元総理でさえ、自分の意見と国益が対立したときには、国益に従わなければならないと

総理を論ずような状態になっている中で、相変わらず事態の打開への道が進まない。

一方で、ASEAN諸国は、紛争は、いろんな国がありますから必ず起こるけれども、絶対に戦争にしないという協定をASEAN諸国の加盟国で結んで、今、紛争解決の処理のために1年間に1,000回を超える協議がされる状態をつくって、絶対戦争を起こさないという枠組みがつくられておりますが、ぜひ北東アジアでもそういう方向への国民世論を強めるために市長に御尽力を尽くしていただきたいということを要請いたしまして、次の質問に移ってまいります。

次は、原発による国民の命と安全を脅かすことをやめさせることについてお尋ねいたします。

大飯原発差し止め訴訟の5月21日に福井地方裁判所が行いました判決は、これまでの原発に対する政府や電力会社の主張をことごとく退けたものであります。

中日新聞は、22日付の社説の中で、今回の地裁の判決は普通の国民が普通に考えて思い至ることばかりではないかと述べております。多くの市町で、田植えさえできない、ふるさとに帰るめどもない大量の避難生活者の事故の現状を見据えた国民の命を守る判決と評価しています。

5月上旬に行った時事通信の世論調査では、原発をなくしていくという立場の表明は84%にも上り、政府が言っている重要な電源として使うという立場を表明されたのはわずか12.7%でしかありません。こうした国民の声がこの判決を大きく後押ししていることは間違いありません。

市長もこれまで、基本的には原発はないほうがよいが、産業用電力との調和も考えながらというような御意見だったというふうに私は覚えておりますが、電力固定価格買い取り制度が始まった2012年7月から2014年2月まで、わずか2年弱の間で政府によります新規認定量が4,121万キロワットにもなり、3・11以前の全商用原発の54基分、4,900万キロワットに迫るものとなっております。ことしの夏は格別な節電が必要でないことも既に明らかになっておりますが、そういうことから考えても、なくしていくという方向が一層はっきり見えてきたのではないのでしょうか。

原発の影響は、事故後の対応や廃炉への道が思うように進まないばかりか、汚染水の海への垂れ流しも国民の大きな心配事となっております。加えて、事故後、茨城や栃木県など、100キロ圏を超えてもタケノコが食べられないとか、そんなことがございましたが、先日、私の子供夫婦が日光市に住んでおりますが、私のところへ孫を連れて戻ってまいりました。聞いてみますと、息子の妻は日光の東照宮のお世話係をしております、大変広い境内地ですから、その中のタケノコだとか、自生のキノコだとか、こういうものはお世話係の人がいただける仕組みになっているそうです。ところが、3・11以後、その年も食べられなかった



だけではなくて、いまだに食べられない状態がずっと続いていると。したがって、本当にあの原発事故の影響は、報道されているものに比べてはるかに大きなものであることを、改めて私も、自分の子供がいるところの話の中で痛感をしたわけですが、ぜひこんなコントロールできない、何万年も冷却管理を続けなければならないような廃棄物の処理などを考えましたら、やはり一日も早くなくして、安心して、本当に国民が住んでいける国やまちにさせていただく。

とりわけ弥富市は浜岡原発から、あるいはまたこの判決がされました大飯原発からいずれも100キロ圏の中に入るまちであります。とりわけ心配なのは、一つは、浜岡にもし事故が発生すれば、恐らく日本の大動脈であります東海道新幹線や東名、そういう日本の国の動脈とも言われる交通路が遮断される状態が心配されますし、大飯原発に至りましては、木曾川の流域ですね。私たちの水源が汚染される心配もかなり強いものでありまして、やはりこうした福井原発の判決、地方裁判所の判決などがさらに国民や地方自治体からも支持されて、日本の政治が一日も早く、圧倒的な国民の願いに応える方向に、市長として積極的な役割を果たしていただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

原子力発電の安全対策につきましては、三宮議員のおっしゃるように、東京電力福島第1原発のあの発電所の事故から3年以上が経過しておるわけですが、今なお多くの住民が放射線の健康影響等に関する不安、長期にわたって避難生活などが余儀なくされておる、大変困難な状況に置かれていることは全く今もって変わっていないという状況でございます。

先月、5月21日の福井地裁の判決で大飯原発の運転再開は認めないという判決が下されました。今までの原発の安全神話、そういうようなものが完全に否定されたかのように考えるわけでございます。

原発の稼働ということに対しては発電コストの低減になるということがいつも議論の中で言われているわけですが、それが電力料金に関係してくるという議論でございますが、極めて多数の人々の生存そのものにかかわる権利と、電気代が高い低いという問題を並べて議論することはいささかおかしいだろうというふうにも思っております。

今、またこんなことも言われています。今の産業界における電力の供給なくして、日本の経済は成り立たないという議論でございます。あるいは原発を誘致している立地自治体などには経済活動の停滞や雇用の不安というものがつきまわっているということでございます。このことにつきましては私も理解をするところではございますけれども、日本全体で考えるべきことではなかろうかというふうにも思っております。いずれにいたしましても、福井地

裁の判決は、多くの国民が普通に考えてみえることである、その結果であろうというふうにも思っております。国民の命を守る判決であるということが言えるかもしれません。

そのような観点に立って、私は、原発の再稼働につきましては早急に廃止する方向で考えるべきだということをいつも申し上げておるところでございます。

このような問題を私の立場で発言すると、いろんな関係がぎくしゃくすることにもつながりかねないということは自分でもよく理解をしているところでございますが、自分の意思をしっかりと表明することも大事だろうというふうに思っております。

このような中で、6月4日、全国市長会が東京で開催されましたけれども、東京電力福島第1原子力発電所事故への対応と原子力安全対策に関する決議を市長会のほうでさせていただきます。その内容は、原発事故の早期収束と完全な賠償、そして放射線物質による国民、住民生活に対する影響への対応、原子力安全、防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには中・長期的なエネルギー政策としてしっかりと構築し、国の責任を果たさなきゃならないということを決議させていただきました。

いずれにいたしましても、この原子力発電の再稼働につきましては、やはりもう一度しっかりとした協議、議論を重ねながら、私としては廃止の方向へ導いていただければという基本的な考えを持ち合わせているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 市長会もそういう立場に立った議決をしていただけたということでございますので、今、市長もおっしゃられましたが、大多数の国民が普通に考えて、行き着く先、これは中日新聞の社説の中でそう言われておりますが、そういう方向で一日も早く安心できる、今の状態だと本当に地震大国、あるいは火山大国、しかも活動の周期が広がっている中で、稼働中に事故が起これば、本当に取り返しのつかない事態になると思いますので、積極的な役割を果たし、何よりも政治の一番市民・住民と直結したまちの首長としての役割も果たしながら、一日も早くこの世論が政治に届くようにいろんな御尽力を引き続いて考えていただくことを強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

次は、ゼロメートル災害への備えを抜本的に強化することについてでございます。

愛知県が5月30日に発表いたしました南海トラフ想定津波、堤防沈下による被害想定は、この地域に住む者としての備えと対策の大切さを改めて求められております。

市議会が昨年行いました石巻市の視察から考えれば、旧北上川河口周辺とよく似た地形の弥富市では、液状化などにより、現在の地盤そのものが地震によって新たに1メートル前後沈下したあの石巻市を初めとする東北各地の事態がさらに心配を大きくします。

4月19日付の読売新聞の片田群馬大教授のインタビュー記事にもございますが、異常気象による巨大台風や高潮、あるいは木曾川流域の集中豪雨のことは載っておりませんでした、

久しく木曾川流域、あるいはこの周辺では時間50ミリだとか、100ミリだとかという豪雨が本当に毎年珍しくない報道がされておりまして、上流の豪雨によりまして、京都でも大きな被害が発生したこともつい最近でございますが、私が議員になって、そんなにたっていないところに一度本当に木曾川に警報が出たことがあるぐらいで、そういう弥富は、幸いなことに伊勢湾台風以降、大きなゼロメートル災害には遭わずに来ておりますが、しかし、確率からいいますと、本当に地震も大変なんです。要するに片田インタビューの一番中心点は、従来は台風はだんだん日本に来るに従って勢力が弱まっておったけれども、海水温度の上昇によって、日本に来ているときが一番勢力が大きくなっている。だから、さきにフィリピンを襲ったような、ああいう台風が珍しくない状態だというふうに考えることをすれば、やっぱり地震、津波災害とあわせて、ゼロメートル災害からどう市民や財産を守るか。とりわけ住民の生命を守るかというのは喫緊の課題だという提起がされております。

東北大震災のときも、逃げる以外にないということを一貫して主張して、本当によくそんなことが言えるといつてひんしゆくを買うぐらいのことを言ってきた人の発言ですが、議会改革協議会でもこの前、皆さん全員に配付をさせていただいたわけでありまして、ぜひこういうことを考慮した弥富市の防災計画、ゼロメートル災害対策を進めていく必要があるのではないかというふうに思いますが、そういうことでいいますと、とりわけ弥富市の最大の弱点は、人口に比べて緊急避難所の場所が極めて少ないということでありまして。私は、そのため、一定の高さがあり、陸上交通でも孤立しないことが考えられる東名阪弥富インターに隣接する場所に、これは市長も後期計画の中で考えていきたいというふうに言われておりましたが、運動広場はちょっと全市的な位置からいうと不便なところになりますが、やはり災害対策ということを考えたら、あのインター隣接で全市を対象にしたような規模の運動広場があって、一定の高さがあるものがあるということは、弥富市の全体の避難場所の不足分を解消することと、それからもう一つは、やっぱり基本的に弥富市はゼロメートル災害になると避難所は孤立しますよね。それぞれ孤立する。そういうことを考えたら、陸上交通と直結した場所に運動公園をまるごとかさ上げしてしまえば、数千人が避難できる場所になりますから、そうしますと、当然それにふさわしいトイレだとか、いろんな施設も整備されます。同時に、本当にそういう災害対応の防災公園というなら、防災倉庫だとか、あるいは給水設備だとかの整備もされていくことが考えられるわけですね。弥富の中で本当に相当数の人たちがまとまった場所に、ゼロメートル災害時に、特に台風なんかの災害ですね。高潮、台風はあらかじめ予見できますので、空振りになっても、本当にそういう危険があるときは避難をするということが今大きな全国的課題になっております。

そうしますと、周辺だけじゃなくて、一定のところから、当然運動広場ですから駐車場もありますから、そこへ車で移動してこられることもできるわけでありまして。そうしますと、今後

の避難だとか、救援だとか、いろんなことを考えましても、全部ばらばらに孤立するような状態から、一定の人たちは少なくとも陸上交通と遮断されない場所に来る。とりわけ伊勢湾台風のころと比べて大きな違いは、伊勢湾台風のときはまだ浅かったから、弥富全体でいえますよね。私も佐屋にいましたが、佐屋から名鉄の線路を伝って、いかだで弥富へしょっちゅう来ていたんですが、そういうことができました。しかし、今の状態だと、多分いかだをさおでこぐとか、あるいは伊勢湾台風の当時は船もたくさんありましたから、船が本当に相当大きな役割を果たしたんですが、全く状況が変わっていますよね。そういうことから考えますと、かなり弥富全体の不足する緊急避難所を解消すると同時に、本格的な防災訓練等でも、どこに避難をするかということがお互いに決められる程度のそういう訓練もできるし、配慮もできるようになると思います。

そういうことを考えますと、今、東北だとか、あるいは津波が心配されるところで、市内だとか、自分の町や村の中に避難場所があるところは、公共施設なんかをそこへ移転させる補助金制度はありますよね。全くそういうところがない弥富なり、この周辺の市町が、恐らく費用対効果も非常に高い、しかも現実的に以後の避難や救援対策を考えても有効な活用が図れる場所が日常的に運動公園として活用できるというようなことも含めて考えるなら、私は非常に費用対効果の高い施設となると思いますし、弥富市民にとっては大きな、これだけで全部解決するわけではありませんから、将来的にはというか、全市的にどうしていくかというのをもさらに詰めていく必要はあると思いますが、それにしましても、これは当然、あるところは公共施設なんかの移転の費用も補助金で出るというが、ないところで合理的なものをつくるのに補助金が出ないというはずはないと思うんです。そういうことをひとつしっかり御検討いただいて、地震災害とあわせて、高潮だとか台風、集中豪雨災害などで、伊勢湾台風から平均しましても1メートルから1メートル50ぐらい沈下をしているこのまちで、本当に市民の安全を守る。とりわけ今、こういう経済状態の中で、家族同士が助け合って生きていかなきゃいかんということで、農家の皆さんも2世代住宅というか、庭先に立派な跡取り息子や、あるいはお婿さんのうちをつくるというのが弥富の中でもふえておりますし、同時に子育てのまち弥富ということでたくさんの人たちが来てくださっております。周辺の市町でどんどん人口が減ったり、子供が大幅に減っている中で、今は従来のこの市の施策の影響もありまして、名古屋に通勤するのに非常に便利だということや、いろんな条件が重なって、たくさんの人たちがこのまちに住むことを選んでおります。先ごろ、市側からの発表によりまして、定住を希望する住民が非常にふえているということを考えましても、この皆さんの信託に応えるためにも、私は、この防災広場をつくるということについて、本格的に検討していただくことが今弥富市の防災対策のかなめの一つになるとは思います。市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

愛知県の防災局から5月30日、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定が発表されたわけですが、この内容につきましては各議員御承知のごとくでございます。最悪のシナリオとはいえ、大変大きな衝撃を私どもとしては覚えたところでもございます。震度は7、津波が来る前に堤防が崩壊し、さらに液状化が発生し、甚大な被害が予想されるということでございます。また、海拔ゼロメートル浸水の、いわゆる大きな被害が生まれるということに対して警鐘を鳴らしていただいております。

3・11以来、東日本大震災のあの教訓から、私どもも公助・共助・自助という防災・減災の基本について、議員各位と議論を重ねてきたところでございます。

そのような状況の中において、公助といたしましては、住民の皆様の一時的な避難場所として、新たに防災センターを設置したり、公の建物、あるいは民間の方々の御協力をいただき、1次避難場所を設置しているところでございます。今後もさらにその場所を加えていきたい、そんな計画を持っておるところでございます。

議員御指摘の弥富インターにおける避難場所の設置につきましては、中日本高速道路の所長さんに御要望させていただきました。所長のそのときの御回答といたしましては、桑名インター周辺にそのモデルを一度考えていきたいということでございました。そして、弥富インターにも検討してまいるということでございますので、今後も要望を出し続け、中日本高速道路の皆様方の一つの方向性について注視をしていきたいというふうに思っております。

私、個人的といたしましては、少し三宮議員と異なるかもしれませんが、平成の命山的な避難場所においては、県の施設であります海南こどもの国のあの広い丘陵地帯を県との協議の中で検討してまいりたいというふうにも思っております。あそこは高さ8.5メートルございまして、私ども、市民・住民の皆様が一時的に避難する場所といたしましては、ほぼ市の中央部分に属するということからして、いい場所ではないかというふうにも思っております。

さらに加えさせていただきますけれども、この4月、愛知県大村知事を会長として、河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会を設置されました。私も弥富市の置かれた環境ということの中で副会長という大役を仰せつかっているわけでございます。海岸の堤防等におけるこれからの整備に対して、機会あるごとに国に要望し、木曾川であるとか、日光川であるとか、あるいは弥富港、鍋田ふ頭という形の中での港の強化にこれからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、公助だけでは災害ということに対しては立ち向かえません。自助・共助という形の中で、いま一度御協力賜りますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

だきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） こどもの国を利用することについても、私は別にそれは今のインターの周辺で足りるわけではないわけですから、ぜひそれはそれでお進めいただきたいと思うんですが、問題は、一つは、地震災害によります河川堤の決壊という問題について、大変心配の尽きない、そう簡単に今の状態が大丈夫と言えないから、ああいう最悪という相当大きい被害想定が出されたわけでありまして。同時に、先ほども申し上げましたが、要するに液状化ですね。

この辺の地盤の特徴というのは、木曾三川の下流地域で、地表から大体七、八メートルのところまでは砂で割方かたい地盤、その下は、桜小学校だとか、それから弥生小学校の鉄筋化の工事のときに私どもも何回か現場で立ち会ったことがございますが、当時ですから、まだディーゼルハンマーを使って、大きいくいを打ち込むという作業がやられておりました。砂のところの間は大きいハンマーを落として、ディーゼルで圧縮して、それで爆発させると。その反動で続けてエンジンがかかって打ち込んでいくというやり方をとっていましたね。ところが、砂の層を抜けると、ディーゼルハンマーは全然使えないんですよ。圧縮する力、ずぶずぶと入っていく。だから、持ち上げては落として、それで弥生小学校や桜小学校の当時のくい打ち工事は行われたものなんです。そういうところですから、先ほども申し上げましたように、特に海溝型の地震というのは揺れる時間が非常に長い。マグニチュード9なんていうすごいエネルギーですね。

だから、私どもが議会として石巻に行ったとき、どこのまちでも言われたんですが、仙台駅で3分ほど揺れたそうですね、あの地震。そんな海溝型の地震で長期に大きく揺れるというようなことがありますと、当然砂の地盤のところの支持力というのは、水を加えて揺れますからなくなっていくということで、ですから、本当に石巻の市役所はちょうど弥富市なんかと同じような場所にあったわけですが、周辺全体が1メートル近く、またその地震で沈下をしたというようなこともありまして、今の、伊勢湾台風から1メートルか1メートル40沈下しておるところへ、また地震で沈下をするというようなことがあれば、本当にそれぞれの避難所が孤立する度合いというのは非常に高いんですよ。

そういう中で、全体の避難所不足を解消することとあわせて、要するにただ山をつくっておくということではやっぱり余り役に立たない。運動公園や何か、日常的に市民が利用する、いつも出入りしている、そういう場所で、なおかつ高さのある避難所として使えるというのは、やっぱり非常に弥富市としても魅力のあるところ。今、市長おっしゃられたように、もしこの隣接地で一定の高さを持った運動広場をつくる。そして、中日本高速道路に依頼して、隣接地に同じように、隣接してつくるわけですから、かさ上げさせてもらうことが

できれば、弥富市が用意するよりもはるかに多くの広場だとか避難所を利用させていただけるわけで、中日本高速道路は、今言ったようにモデルをつくりたいということなんですが、ぜひそのモデルとして弥富市が名乗りを上げて、弥富市もつくりますから使わせてくださいということで、さっき申し上げ、くどいようにもう一度申し上げますが、私は今、避難する場所がない名古屋の西部地方のかなりの市町だとか、東京やその周辺もそうですよね。避難する場所がないところがいっぱいありますよね、関東でも大阪でもそうですが。そうすると、そこでの対応で、今は避難するところがあるところは移転や何かの費用も国の補助金というんですが、避難するところがないところが費用対効果の高い効果的な避難所をつくることについて、積極的に補助金を出してくれということも弥富市が手を挙げていただくということは、市民の皆さんにとっても非常に心強いことだと思いますので、やっぱりそういう立場での御検討を一度しっかりと部内で進めていただきたいと思いますと思いますが、市長、その辺は、くどいようですが、もう一度御見解をお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

弥富インター周辺に対して、一度、三宮議員とまた別に時間を設けさせていただきまして、どのように具体的にお考えになっているかということについて、私としてもしっかりと理解をし、そしてまた東名阪のどのような場所に具体的に設置していくかということについて、少し意見調整をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） それでは、この問題は、今、市長からそういうふうにボールを返されましたので、しっかり受けとめて、一度しっかりと市の当局の皆さんと議論させていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、私、あとたくさんのご用意しておりましたが、皆さんにせっかく準備をさせていただいて、質問せずに終わると申しわけないので、国保の関係につきましては、議案も国保の関連の議案がございますので、そちらのほうに回させていただいて、きょうはせっかく準備いただいたわけですが、ぜひ次の機会に譲らせていただきたいと思いますので、別の質問に移らせていただきます。

では最後に、文化行事にふさわしいホールの位置づけをとということでお尋ねいたします。

市の重要な行事でふぐあいがあって、さきにも市長がこの場で、非常に関係者には申しわけないことをしたというふうに遺憾の意を表されたことがございますが、この春の文化行事の中でも、桜まつりと一体で行われました洋邦楽の演奏会の行事の中で、最後から4つ目の前にどんちょうが動かなくなって、たまたま2つはどんちょうがあってもやれる行事だった

から、どんちょうを上げずにやられたそうですが、あとの2つは、せっかく半年なり1年間準備してきたことが全くできずに終わって、大変残念な結果になったというふうに私も思います。以前のときに、やはり市の施設ですから、どちらかというところ弥富の場合は文化協会の皆さんにお願いしてやってもらうという格好が多かったんですが、ぜひ市の職員の中で施設全体の運営ができる人を配置していただくとかなんとかしないと、やっぱりどんどん施設は変わってきますし、ふぐあいが発生しても原因もなかなかわからないということで御迷惑をかけることになるということで、職員、場合によっては専門家による必要なサポートをとということを要請してきましたが、残念ながらまたこういう結果になりまして、これはやはり本格的に御検討いただきたいと。

あとの問題もあわせて質問させていただきますが、それと、弥富市の音楽や演劇が市民や他市との交流事業に対応できるように、とても今の施設の状況ではなっていないので、対応できるようなものにしていただきたいと。

以前に、今の施設を改良して対応できるものか、対応できなければ、次の市の計画の中に盛り込んで考えていただきたいということを要請して、いまだにこの問題については結論が出ない状態になっているというふうに思いますが、特に弥富市のそういう施設というのは、少なくとも演劇や音楽の鑑賞をする、発表会などができるといようなことを全然想定してつくられていないということもありまして、少々改良したってとても対応できないというのが、弥富市の中にもウインドアンサンブルなんかで、よその施設を使われたり、実際やっている人たちも少なくないと思いますから、そういう人たちは常にそんなふうに思っている方も少なくないと思いますが、最近、市になって、他市との交流、あるいは地域の交流で、先日も稲沢市で文化協会の代表が一つのクラブというか、参加をして、やってきましたが、一つは施設がすばらしいのにびっくりしたということ、やっぱり市のサポート体制というのが本当にすばらしいというか、とても弥富では考えられないような状態だったと。近々、来年ですか、今年度かな、弥富市でここ近いうちにやることになっておるんだけど、本当によその人たちに来ていただいてもうちの施設では心配だという声も、直接そういう人たちからも聞いておりますが、いずれにしましても、市になって、こういう状況が今後ますます続いていきます。

それと、前回も申し上げましたが、今の子供たちの音楽だとか、演劇だとかに対する感性というのは、私たちの子供のころとは桁違いのレベルですよ。日本の青少年が世界のトップクラスのいろんなコンサートやそういうもので1番になっていくような時代ですので、ぜひ弥富市としても、この問題をどう解決していくかということ日程にのせて御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高君） 服部教育部長。



○教育部長（服部忠昭君） 三宮議員の御質問にお答えさせていただきます。

去る4月5日開催の文化協会主催による洋邦楽発表会においてどんちょうにふぐあいが生じ、操作が不能になりました。原因につきましては、保守業者からは、確たる原因は特定できないが、ウェート、おもりでございますけど、こちらの揺れにより、通常の停止位置ラインを越えて、ファイナルリミット、最終の停止ラインでございますけど、こちらまで押し上げたものと考えられるという報告を受けております。

いずれにいたしましても、不測の事態とはいえ、出演者、来客者に大変御迷惑をおかけしたことをこの場をおかりしまして深くおわび申し上げます。

まず、総合社会教育センターでございますけど、こちらにつきましては平成元年に建築され、建築後25年ほどが経過し、施設や設備の老朽化もあり、保守・修繕等を行い、維持管理に努めております。

舞台設備につきましては、現在、つり物のワイヤロープを6年間で一新するよう進めております。

また、音響設備につきましては、平成24年度に新たに更新いたしまして、その操作方法につきましては以前より容易になったと聞いております。利用団体につきましては、職員のほうから説明して、一定の理解をいただいております。

しかしながら、大きな行事や行事内容によっては、外部委託の方法も考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目の文化ホールの確保につきましては、23年の12月議会でも御答弁させていただいておりますが、将来的には必要性も生じると認識はしております。しかしながら、現段階ではこれ以上の新規の施設整備は困難であり、行事内容や利用形態に応じて、既存の中央公民館ホールや十四山スポーツセンター第2アリーナ等を利用させていただくことで対応してまいりたいと考えております。

先ほど議員が御指摘の平成27年度の愛知県文化協会連合会西尾張支部芸能文化大会でございますので、弥富市で開催する予定となっておりますが、この事業につきましては外部委託を考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今の弥富市のそういう、今部長がおっしゃられたような施設というのは、いずれもせいぜい講演会ができる、演説会ができるという範囲のもので、例えば舞台照明と、それから反射板ですか、ギターやそういう楽器の音をきれいに客席のほうに流す。両方同時に使えない施設なんですね。どっちかを使えば、どっちかが使えないということがあったり、それから、特に演劇やそういうことでいいますと、楽屋はない。それから舞台の裏を通り抜けることができないとか、致命的な弱点を持っています。旧町時代でも、旧佐屋

町だとか、それから佐織町が持っているホールというのは、本当に佐屋町が持っていたホールというのは、海部津島地方でも小規模な演劇や音楽だとか、そういうものに一番使いやすい施設だと。佐織の施設もまたそういうレベルなんです。美和町もそういうレベルだったんですが、残念ですが弥富はそういう施設をつくる時にそうした考慮が行われずに、みんな似たような施設にしちゃったんですよ。だから、本格的にどこかを更新してできるなら、やっぱりそういうものにする。それが無理なら、どこかの計画の中に盛り込んでいくというふうにしないと、やっぱり時代の要請ですよ、これは。弥富の文化が問われている問題だというふうに思いますが、これはやっぱり部長だと同じ答弁になると思いますので、市長、一遍その辺の市の対応について、このままでいいのかどうか。なるべく早い時期に一度本格的な御検討をされるのか、改めて伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この文化ホールというか、市民の皆様方の発表の場であったり、あるいは市全体の行政の場であったり、さまざまな多目的な利用という形の中で文化的なホールは必要であろうということは理解をすることでございます。

しかし、先ほども言いましたように、将来的にはしっかりと考え合わせていくということで御答弁をさせていただいておるわけでございますけれども、そういうことを言っておっても、なかなか人口減少社会という形の中で早くすることが望ましいだろうというふうには思っております。

しかしながら、一方では、正直な話をしますけれども、人口4万4,500人、4万5,000人という形の中で、1,500人、2,000人が収容できる文化ホールということに対しては大変厳しい運営になろうというふうにも思っております。これにつきましては、いろんな皆さん方、見識の高い方、あるいはそういったことに対してたけてみえる方の御意見等も聞きながらやっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、いずれ近いうちにこういったホールに対する審議の場というか、協議の場というか、そういったようなものの委員会を発足させてはどうかという気持ちもでございます。いましばらく時間をいただきながら、その委員会、あるいは審議会ということに対して、また御意見もいただければというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ことし行われる文化協会主催の弥富は当番ということでございますので、これにつきまして、さまざまな御要望もいただいております。その文化協会の行事が開催されるまでにはきちっと手当てをしていきたいというふうに思っておりますので、また御返事をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

いずれにいたしましても、一度審議をする場を設けていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もう時間がありませんので最後になりますが、これは要望しておきたいと思います。

市民憲章でも「文化の薫り高い弥富市」ということを高らかにうたっておりますが、今、市長おっしゃられたように、1,500人レベルというとやっぱり相当のことになりますので、せいぜい五、六百までの間で、市民がそうそんな1,000人を超えるような規模の催しをやるということは、それはあるにこしたことはないんですが、やっぱり予算の関係、いろいろありますので、今、私が申し上げましたもとの佐織町だとか佐屋町の施設にしてもそういうレベルですよ。そういうものでないと、そんな1,500なんていうことを今の人口減少社会の中では余り欲張らずに、しかし、同時に文化的要求を満たす方向で御検討いただくことを要望して、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、弥富市の学校給食、並びに消防団について、2点の現状について質問をいたします。

まずは学校給食に関してですが、平成24年9月議会に続き、2度目の質問にはなりますが、再度質問をいたします。

本年4月から消費税は5%から8%に増税されました。そして、基本物資である米飯、パン、牛乳の価格上昇による副食費、おかず代の減額をせざるを得ません。また、石油価格上昇を機運とする給食食材価格の上昇、外国産食材の安全性の問題を契機とした国産品への転換など、ますます食材費が増加する状況となっています。

全国的には、児童・生徒に必要な栄養所要量を確保しつつ、献立内容を工夫しています。一例ですが、サイコロステーキからハンバーグに変更、カレーの肉を牛肉から豚肉に変更など、献立自体、または使用する食材を安価なものに変更しています。または、季節のデザートや果物の使用回数を減少させるといった措置もとられております。

根本的な食材購入費の抑制、効率的な給食費の施行を行い、全校一括調達によるスケールメリット、そして入札による競争性の確保などを取り入れている市町もあります。

特殊な事例としては、ある一定期間、小・中学校で牛乳を試験的にやめることを決めた市があります。この市の教育委員会は完全米飯給食で和食中心の献立にしており、正しい食習慣を身につけてもらうのが狙い。牛乳の費用はおかずなどに回して、牛乳の分の栄養を補うそうです。そして、牛乳の購入費を浮かせることで4月からの消費税増税分も吸収し、給食費の値上げはしないということです。この件について、文部科学省でも一定期間やめるのは全国でも珍しいということでした。

文部科学省は、学校給食の食事内容については、地域の実情に応じて、各学校の設置者、公立小・中学校では市町村が判断することとなっています。栄養バランスに配慮し、多様な食品を活用するように、学校給食における栄養所要量の基準を定めて、エネルギー量やカルシウムなどの栄養素などについて、平均的な数値を文部科学省は示しています。そして、各学校の設置者においては、この基準を参考にしつつ、地域の実情などに応じて、栄養のバランス、多様な食品構成、食文化の継承及び感謝の気持ちなど、さまざまなことに配慮して、牛乳の使用の有無を含めて、日々の献立内容を決めていると思われます。

例えば地域で生産された食材、郷土料理を活用したり、行事と関連した食事を導入するなど、地域の特色ある学校給食が実施されています。なお、文部科学省においては、牛乳などは児童・生徒のカルシウム摂取に効果的であるため、飲用や調理用としての推奨はしています。

私は、脱脂粉乳から牛乳へ献立の中で移り変わっていく時代に小学校低学年を過ごしていました。最初、週の一、二回が牛乳でした。いつごろから脱脂粉乳が全て牛乳に取ってかわったか、記憶が定かではございませんが、高学年では毎日牛乳になっておりました。牛乳がおいしかったのか、脱脂粉乳が余りにもまずかったのか、とにかくあの当時の牛乳のおいしさは今でも鮮明に覚えております。牛乳が献立から消えるというのは、ほかの市町の状況とはいえ、寂しい気持ちになります。個人的には、栄養の宝庫牛乳はこれからも学校給食に残していってほしいと思っております。

話を給食費に戻しますが、お隣の愛西市、今年度から給食費が値上げされているそうです。食材を落としてまで献立をつくり、子供たちの栄養摂取に悪影響を及ぼすのであれば、現状の食材維持のための値上げと聞いております。

弥富市では、消費税増税、食材費高騰による対策としての現在の状況及びこれからの動向についてお聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 三浦議員の消費税増税、食材高騰による給食費の現状及び動向についてお答えいたします。

弥富市は、全校各学校で給食を調理し、提供している、いわゆる自校方式をこれまで行っ

てきております。愛知県学校給食会を初め、多くの業者の方から、地域性を考慮したさまざまな食材を納入していただいております。

平成21年度に、輸入食材の安全問題もあり、食材についてはできるだけ国産品を購入するよう変更したとき、また今年度4月、消費税率が、先ほど議員言われましたように5%から8%に引き上げられたことにより10円値上げさせていただきました。

大規模校では、食材の大量購入や、小規模校では自校炊飯（学校で御飯を調理）をして、経費の節減を図りながら、よりよい給食の維持に努めてまいりました。

牛乳につきましては、回数を減らしたり、一定期間とめたりすることは現在のところ考えておりません。

今後の給食費につきましては、できる限り維持していきたいと考えておりますが、給食の食材の質や量を維持するため、やむを得ない場合は見直しをする場合がございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 弥富市が、旧弥富町時代から長年自校方式で給食を調理しているのは把握しております。自校方式の実施のメリットとしては、地産地消が容易にでき、昨今重要視されてきた食物アレルギーの児童・生徒への個々対応が十分に可能であるということでございます。

今回の給食費改定により、魅力ある献立内容の充実を図っていただき、今後も給食を生きた教材として、小・中学校9年間を通じた食育を行って、安全・安心で、牛乳使用を含めた栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を求めていってください。お願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

学校給食には生野菜やサラダはなぜ取り入れていないのですかといった質問を受けたことがございました。そういえば、平成8年の病原性大腸菌O-157の食中毒事故の大規模な、これはいずれも学校給食でございました。学校給食の調理は、不衛生であったり、原因菌の多い食材を使っているわけではございませんが、学校給食の仕組みそのものが食中毒を大規模化させました。給食センターで一括して行っていたり、各学校に調理場があっても、献立や食材購入は全体で行っていたり、コストを下げるために行われていました。

食中毒事故は大規模化すると地域の医療体制が追いつかず、被害を拡大させたり、死者を出したりすることにもつながります。この病原性大腸菌O-157による食中毒事故を受けて、当時の文部省は学校給食食品衛生マニュアルを作成しました。それに対応するため、生野菜に過剰な次亜塩素酸ナトリウム消毒を行ったり、生野菜を出さず、またジャムを煮返したり、中心温度を高くするため、加熱し過ぎの料理を出すなど、混乱を招いてきました。しかし、本質的な問題である大規模、低コスト体制には手をつけられず、潜在的なリスクは高い

ままでございます。

そして、現在でも多くの学校給食現場では、過剰な殺菌や生野菜を出さないなどの現場対応で食中毒を防ぐことを最優先にした給食づくりがなされております。

平成8年の病原性大腸菌O-157の流行原因は明らかにならないままでございます。しかし、その後、家庭では生野菜は食べられており、あのパニックは何だったのでしょうか。

さまざまな食品事件のたびに、一つ一つ食材が一時的に食べられなくなり、いずれまたもとへ戻っております。ただ、そのたびごとに除菌・無菌思想だけが強力になっております。

しかしながら、関東のある都市では、月1回程度の使用ではございますが、学校給食において生野菜の使用が再開をしております。再開目的は、日常の食生活、食文化に鑑み、食味、食感、香り、栄養、季節感など、これらの食品が持つ効用を活用し、食に関する教育内容の充実を図るとともに、児童・生徒が生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう、多種多様な栄養バランスのとれた献立による学校給食を提供し、食に関する基礎・基本を養うことを趣旨に置いているそうです。ただし、生野菜の殺菌方法として、厚生労働省が示している大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って、またその他の作業についても、文部科学省が示している学校給食衛生管理基準を厳守して徹底を図っております。これは大変調理員さんには労力ではございます。生野菜の徹底殺菌が無害としても、果たして児童・生徒にそこまでした生野菜を提供する必要があるのか。本末転倒ではないのか。今回の質問を調べていくうちに疑問を抱いた方の要望も重視をしたいのですが、最優先に考えなければならないのは、やはり児童・生徒だということが、この質問を考えていく際に確認できました。

こういった国・県の指導のもと、弥富市としては、現在の給食に生野菜、サラダなどの使用はどういった状況なのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、給食に生野菜、サラダなどの使用状況についてお答えします。

食中毒を未然に防ぐため、大量の食材を扱う学校給食の調理は、国が示す、先ほど議員が言われましたように大量調理施設衛生管理マニュアルや学校給食衛生管理基準に沿って、調理作業工程や調理作業手順ごとの点検を確実にしながら仕上げてまいります。

野菜類の使用につきましては、昨今の食中毒の発生状況を踏まえ、また2次汚染防止の観点から、原則として加熱調理することになっております。キャベツ、キュウリ等も加熱処理して提供しております。ミニトマトは果物類として取り扱っておりますので、十分洗浄して提供しております。

生野菜やサラダなどのあえものは、取り扱い上、生ものとして低温でずっと管理しなければならないため、給食で出すことは控えております。

加熱調理品では不足しがちなビタミンやミネラル補給に毎日給食で出す牛乳のほか、比較的低温で出すことのできる果物やデザートで補っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 文部科学省の学校給食栄養報告によれば、学校給食での緑黄色野菜とその他の野菜の1日の使用量は、小学生で26グラムと33グラムに、中学生で59グラムと73グラムになっております。一方、厚生労働省の国民健康栄養調査によれば、7から14歳の1日当たりの野菜摂取量は、緑黄色野菜が68グラム、その他の野菜が152グラムとなっていて、学校給食での野菜使用量から見て、小学生や中学生の野菜摂取において、学校給食がいかに重要な役割を果たしているのかがわかります。

知人のお母さんに現在の小学校・中学校の献立を拝見させていただきました。加熱調理が原則の中で、ソテーであったり、スープであったり、キャベツなどの野菜を工夫して提供してもらっているようでございます。どうかこれからも野菜の使用量を減らさず、小学生・中学生の野菜摂取を確保し続けていってください。

それでは、生野菜、サラダを献立にというのが現実的に難しいのであれば、野菜本来の味、形状、生態など、児童・生徒にどのように学んでもらえばよいのか考えてまいります。

食育基本法が平成17年に設立し、学習指導要領でも食育に関する記述が充実しました。学校現場の取り組みとして、文部科学省のスーパー食育スクール（SSS）に指定された北名古屋市の小学校の栄養教諭の方の記事がございました。その中で、生活の基盤となる食は、家庭科や体育科の授業だけではなく、さまざまな教科で取り上げられていまして、給食の献立も考えるこの先生は、栄養バランスのとれたおいしい給食はもちろん、教師の立場から授業に即したメニューに心がけています。国語科では、2年のフキノトウ、3年の姿を変える大豆など、食に関する題材は豊富です。生活科の春を見つけるの活動に合わせて、春野菜のスープを献立に加えたり、授業で学んだ食材が登場することで、給食が生きた教材となるというものでございました。

ところで、弥富市には、社会見学として水耕プラント会社が市内にございまして、この会社には、名古屋の学校のほうからも多数見学に訪れ、サラダナ、ミツバ、トマトなどの生態を学んでおります。

一方、私の地元、白鳥小学校では、2年生の授業で近隣のトマト農家へ見学に訪れ、実際にどのようにトマトが木にぶら下がっているか、初めて見る児童もいて、大変喜んでいただいております。かれこれ20年近くこの見学は続いているのではないのでしょうか。

このように、私の知る限りでもこのような事例がございます。弥富市として、生野菜が献立に取り入れられない現状として、野菜自体の学習としてはどのように取り組んでおられますか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 生野菜が献立に取り入れられない現状として、野菜自体の学習としてはどう取り組んでいますかという御質問にお答えさせていただきます。

各小学校では、生活科や総合学習などの授業や学校行事の中で、勤労生産活動で野菜の栽培を行っております。学校によって学年や栽培品目は違いますが、サツマイモ、ピーマン、ナス、キュウリなど、形状、生態などを学習しております。収穫したものにつきましては、その教科の中で簡単に調理して試食をしたり、多く収穫できたものにつきましては各家庭に持ち帰ってもらっております。

また、各学校とも、校外学習などで地元の農家で野菜づくりの見学や水耕栽培を見学に行くなどして、野菜の形状、生態などの学習をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私の子供が小・中学生だったころと変わらず、それ以上に野菜に通じた学習に取り組んでもらえていると思います。

生野菜を給食に取り入れられない現状、これからもこのような学習を続けていってほしいと思います。

最後に、折しも6月1日から6月30日までの1カ月間は、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省などの関係府省が協力し、全国的な食育推進運動、食育月間となっています。そして、6月19日は、愛知県で学校給食に地域の農産物を使用することにより、児童・生徒、先生方、保護者の方など、学校関係者が地域や県産物の理解を深めるため、また地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れることにより、より豊かな食生活を営もうとする意欲を高めるため、県内の全ての公立小・中学校などで愛知を食べる学校給食の日の実施をしております。

弥富市も、市内統一献立として、弥富市産のトウモロコシ、コマツナを使用し、とれたて野菜が登場するとのことでした。

食育月間、そして愛知を食べる学校給食の日を最後に紹介いたしまして、給食の質問を終わらせていただきます。

次に、市町村における非常勤の特別職、地方公務員である消防団、消防団員について質問をいたします。

今日における自治体消防のもとでの消防団の仕組みは、昭和23年に消防組織法が公布され、勅令団体として消防団は地方公共団体に附属する消防機関として規定をされました。

消防団は、地方自治体で専ら消防業務によって収入を得る常勤の地方公務員である消防吏員、消防官ではなく、通常は一般市民として本業についている消防団員で構成されております。



消防団員は、地方自治体のおさ、市町村長により任命された消防団長が市町村長の了解を得て任命をされております。

主な活動としては、火災、事故、あるいは災害などが発生した際に消防活動及びそのてんまつに関連する種々な業務を実施しております。また、平常時においては、消防操法などを通じて災害救助などに必要な技術の修練を行うとともに、応急手当などの講習も受けるほか、地域の防災会議への出席及び避難訓練などを通じて、広報、並びに啓蒙活動を行っています。また、運動会、盆踊りなど、地域のイベント時には警備などの使役をされることもございます。

弥富市独自の消防団活動としては、海拔ゼロメートル以下の低地が広がり、海水面より道路のほうが低い地域でもあり、しかも木曾川、鍋田川、筏川、善太川、市江川、宝川など、多くの川や海に囲まれているので、高潮や洪水が起きたときのためボートを所有しております。浸水した場合にお年寄りを避難所まで届けたり、救援物資を運んだりするボートは組み立て式のため、団員は組み立て方法を習得し、船外機もあるため、2級小型船舶操縦免許も取得した団員もおります。もちろん火災活動ディグ訓練、消防操法訓練、そして災害時の対処法を住民に指導できる訓練指揮講習も行っています。そして、地区から分団に要請があれば、自主防災会などに防災訓練の指導も行っております。

そんな中、全国的な課題として、事務所ごとに消防組織が設置されるケースもあるなど、消防団が多様化しつつあります。また、勤務地の遠隔化、担い手となる若い世代の減少などの理由から、男性の消防団員数が軒並み減少している一方、女性の消防団員の数は年々ふえており、有事の際に援護が必要となる世帯への日常的な見回りなど、すぐれた活動を行っているそうです。

また、団員数の減少と平均年齢の上昇というのは現在大きな問題でございまして、戦後間もなくは約200万人もいた団員数も年々減少し、平成2年には100万人を下回り、そして平成19年には90万人を割っていて、減少は現在も進行中でございます。平均年齢にしましても毎年少しずつ上昇していて、平成21年の平均年齢は全国レベルで38.5歳となっており、10年前の平成11年と比べ2.0歳上昇しております。

消防庁は、団員の増加と若者の入団促進を必要としています。団員の減少の原因と考えられることは、まず農村部から都市部への人口異動、主要な団員が自営農家、個人商店主からサラリーマンに推移し、就業形態が変化し、勤務地が地元ではなく、土曜日、日曜日の休日ではないということ。近年では企業の消防団への意識が変化し、従業員である団員が就業中の緊急出動のため職場を離れることを容認しなくなる風潮がふえ、事実上、就業中の火災に対応できなくなってきました。

しかしながら、消防団は、消防本部とともに災害対応に当たることとなり、大地震を初め、

大火災、広域災害、風水害、行方不明捜索など、大量のホースの延長をする場合や人海戦術が必要な場合は消防団なくしての活動は困難であります。そのため、市町村、都道府県、消防庁によって消防団員数の維持は図られており、企業などへの消防活動への理解と協力を呼びかけ、職場ぐるみで消防団活動に協力していただけるよう呼びかけ、団員が消防活動に参加しやすい環境をつくっていかねばなりません。

弥富市の消防団は団員不足にはなっていませんか。新入団員が減少して、現団員が退団できず、そのまま現役で居続けなければならず、年齢層が高くなっておりませんか。現状をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 消防団の現状についてお答えいたします。

市の消防団の定員数は372人となっており、平成25年度においては325人が消防団に所属しておりました。

このように消防団員は不足している現状であり、市としましても重要なことと認識しております。

その対策の一つといたしまして、消防団長、副団長、各分団長が近鉄弥富駅や春まつり等で消防団員のPR活動を行うなど、団員の確保に取り組んでおります。

また、団員の高齢化につきましては、消防団員の年齢は市条例において満18歳以上60歳未満としており、各分団において差はあると思いますが、平成25年度の市の消防団員の平均年齢は32.5歳であり、愛知県平均の38.7歳より下回っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私も、消防団の現状、団員の生の声をということで、自分の当該分団の分団長、または前分団長にお話を伺いました。一様に団員集めには苦慮しているとのことでした。現状、市内分団の中でも定員に満たない実員で活動を余儀なくされております。もちろん駅前でのPR、訪問勧誘、やれる募集活動はしているそうです。

消防団員の平均年齢に関しては、大都市と比較すればまだまだ若いかもしれませんが、弥富市消防団の未来が大都市と同様になっていかないために、現時点から考えていかねばならない事案だと思っております。

いずれにいたしましても、これらの問題、消防団自身、市側、市議会、それより何よりもその分団の地区、自治会を交えて、よく考えていかねばならないと思っております。

次の質問に移ります。

NHKで放送された記事によりますと、東日本大震災で消防団は大きな役割を果たしました。日常的でも地域の防災マンパワーとして大きなウエートを占めていて、細やかな住民ニーズに丁寧に対応することができています。そして、大規模な災害時には、常備の消防職員

だけではとても対応し切れない膨大な緊急のニーズを補充することができ、消火活動は言うまでもなく、避難誘導活動、救命救急活動、情報収集活動、遺体捜索活動など、目の前にあるありとあらゆる事案に応えられるのは消防団であり、消防団員なのです。

しかしながら、あの震災では悲しい現実に向き合わなければならないということでした。250名以上にも及ぶ消防団員が献身的な活動の中で犠牲になったということです。消防団員だから犠牲になっても仕方がないと考えてはいけません。消防団員だからこそ、決して犠牲になってはならないのです。

災害時における消防団員の活動マニュアルが不完全であったり、人員が足りず、時間的余裕のない中で多くの仕事をせざるを得なかったという問題点や背景が浮かび上がってきました。悲しい現実を繰り返さないために、安心して活動できるようにするために問題点の改善を図ることが急がれます。

第1に、消防団の装備の充実を図ること。第2に、大規模災害時の危険回避の行動基準を含む活動マニュアルを整備する必要。第3に、水門・樋門などの開閉は自動化するなど、あらかじめ活動リスクを排除する努力が欠かせません。第4には、迅速な避難を可能とするよう、住民の防災意識の啓発とコミュニティの避難体制の強化を図ることです。そして最後に、極めて多くの、しかも多様なニーズに応えられるよう、消防団員の大幅な増員を図ることも欠かせません。地震直後の緊急活動においても、また人命捜索においても、長期活動においても、団員の絶対数の不足がネックとなっていました。不眠不休の苛酷な状況に追い込まれないよう、ゆとりのある必要なローテーションが組める団員の確保に努めなければならないという記事が載っておりました。

この記事を見て、弥富市地域防災計画を改めて読ませていただいたのですが、この計画の中の消防団の記述をちょっと探せませんでした。大災害時の消防団の立ち位置、役割を聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 地域防災計画における消防団の活動につきましては、海部南部消防組合と協力して消火活動の実施や救助活動、負傷者の救護及び安全な場所への搬送を行うなど、地域に密着した防災機関として、各地域での消火活動を行うこととしております。

また、災害発生時においても、住民に対して避難の勧告・指示などの情報を住民に伝達し、市防災関係機関と連絡をとり、住民を安全な場所に誘導・避難させるとなっております。

消防団は、災害時はもとより、平常時から市の防災活動の重大な役割を担っております。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 消防団の記述だけで防災計画を読んでいたのですが、再度じっ

くり防災計画のほうを読み返したいと思っております。

また、この計画の中で、歴史はまだまだ浅い自主防災会とこの消防団との関係、平常時の訓練から相互に交流を持っていただきたいと思っております。そして、災害時での協力体制を明文化し、それぞれの自治会単位の防災計画にもつなげていってもらいたいと思っております。

それでは、次の質問です。

弥富市消防団は、平成18年4月1日の2町村の合併により、旧弥富町12分団と旧十四山村8分団により誕生しております。合併当時は、団長1名、副団長3名、以下440名でスタートしていましたが、平成22年度には消防団の統廃合が実施され、団長1名、副団長3名、以下16分団の372名で再スタートしております。

旧十四山村の8分団が4分団となったわけで、4分団が廃止になっております。旧14、15、18、20分団の消防団格納庫が未使用となっております。4つの格納庫、火の見やぐらと駐車場と合わせて、それぞれ面積は異なりますが、平均で見ても70平方メートルは超えております。全てが市の公共用地であり、市民の貴重な財産であるとともに、弥富市の政策を進めていく上でも欠かせないものであります。施設廃止後における効率的、効果的な跡地の活用・利用は多くの市民が望むところでございます。今後の市全体で見た需要の動向と当該跡地に係る地域要望との調整を図り、望ましい用途と利用計画づくりについて調査検討を行って、市民にとって必要な機能を備えた跡地利用の促進をしていただきたいと思っております。弥富市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 旧十四山分団につきましては、平成22年4月に8分団から4分団に統廃合をいたしました。この統廃合により、鳥ヶ地地内の旧第14分団、坂中地地内の旧第15分団、西蜷地内の旧第18分団、竹田地内の旧第20分団の分団倉庫が分団では使われていない状況であり、現在は旧分団消防積載車が格納してあります。

今後につきましては、御要望があれば、旧分団倉庫を地元で利用していただけるよう調整を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 旧分団倉庫内にまだ消防積載車が残っていたということはこちらも知りませんでした。この積載車は、非常時にはいつでも使用できるよう車検などの整備は万全だそうです。まだまだ処分の対象ではないということ。そして、旧分団は複数の自治会で構成されていたはずで、一つの自治会だけの要望が通せるのか。地元で有効活用させるにもそれぞれ協議をしてもらおう事案が残されております。いずれにいたしましても地元の要望を最優先にお聞きし、土地を含めた倉庫の有効利用を考えていただけますようお願いをして、こ

の質問を終わりたいと思います。

また、これは通告外ではございますが、消防団関連で1点質問させていただきます。

この新年度から私は水防自治組合議員として、5月に木曾三川連合総合水防演習広域連携防災訓練及び6月の海部地方総合防災訓練に参加しております。弥富市消防団以外の近隣市町村の消防団も拝見をさせていただきました。

そこで感じたことなんですが、弥富市消防団の制服だけが昔のまま、20年前、私が消防団を卒業した当時と何ら変更がされていないというような気がいたしました。遠目で見ても弥富市消防団だと認識ができ、機能的な活動、訓練に適した制服に更新される計画はございませんか、お聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

前段におきましては、弥富市の消防団に対して御理解をいただいておりますということを強く思うわけでございますが、残念ながら、今現在、1分団23名の定員数でございますけれども、50名ほどの欠員が出ているということに対して、大変憂慮している状況でございます。私といたしましては、機会あるごとに自治会の皆様方も含めて、団員の募集を図っていただくということも含めて、やっていきたいというふうに思っております。

また、以前は職員による職員消防というのがあったというふうにも聞いておりますけれども、職員の中にもそれぞれの自治会があるわけでございますので、それぞれの自治会の消防に入っていただくように積極的に進めていきたいというふうにも思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

消防団員の制服の件でございますけれども、消防団からも更新のお話をいただいておりますのでございます。新年度予算に向けて調整を図っていきたいというふうに思っております。

また、職員、そして議員の皆様方の防災服につきましても、先ほどの海部地方の防災訓練等におきまして、私どもも三浦議員と同じような考え方を持っておるところでございます。こちらのほうにおきましても、新しい制服にという形でこれから調整を図っていくということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ぜひともお願いをいたします。

あれもこれもと要望して大変申しわけないのですが、現在、弥富市消防団に全団員分の火災の消火時に着用する防火服、そして水害時に着用する救命胴衣は不足しているということでございます。団員が安全に活動できるよう、これらに関しても追加購入の検討をしていただくことをお願いいたしまして、今回の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は3時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時52分 休憩

午後 3 時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。よろしくお願いします。

私は、通告に従いまして2点の質問をいたしたいと思います。

最初に、災害対策基本法の一部改正についてであります。

平成25年6月、昨年6月でございますけれども、災害対策基本法の一部改正がありました。その主な内容は、大規模で広域的な災害に対する即応力、住民の円滑で安全な避難の確保、被害者の保護対策の改善、平素からの防災への取り組み等でございます。

私は、その中でも災害対策基本法の49条関係、避難所関係について質問いたしたいと思っております。

この災害対策基本法等の一部改正は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、昨年6月に成立した防災対策基本法の一部を改正する法律の法制上の措置を講じられたということでございます。

さて、愛知県は今年の5月30日にマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震の愛知県の被害についての調査結果を発表しました。それは、国の被害想定より死者数で6,000人ふえ、最大2万9,000人の想定でございます。そのふえた原因としましては、海岸や河川の堤防の沈下の影響で浸水による死者数が大きく想定されたことでした。

また、この海部地方では、地震によって河川の越流や海水の流入で一帯が浸水し、その後、来襲する津波や火災からの逃げおくれが多発し、倒壊家屋などの救助も進まないという破局的なシナリオであります。災害に対しては、市民の方々は一刻も早く安全な場所へ避難する必要があるということでもあります。

そこで、私は、災害対策基本法の一部改正と弥富市の防災のまちづくりについて質問いたします。

緊急避難場所、これは法の第49条の4から49条の6についてであります。

災害対策基本法第49条の4から第49条の6までは緊急避難場所の指定であります。従来は、切迫した災害の危機から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、津波の際に低地の防災センターに逃げ、津波の被害を増大させた釜石市の事例等、東日本大震災での被害拡大の一因となったと伝えられます。

このため、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在し生活をする学校、公民館等

の避難所を区別するため、市町村長は洪水や津波など異常現象の種類ごとにきちんと分け、安全性の一定の基準を満たす施設、または場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ防災計画に指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならないと改正されました。

それでは、この災害対策基本法の改正での住民等の円滑かつ安全な避難で、弥富市の避難所については、災害の危機から逃れるための避難所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておられません。平成23年度発行の地区別緊急マップでは、市指定の場所では第1次開設避難所（緊急避難のための避難所）と第2次開設避難所（避難生活のための避難所）と津波・高潮緊急時避難場所が明記してありますが、洪水の明記は全くありません。

私は、避難所の震度5以上の地震も大切であるが、それにも増して日本各地で発生しているゲリラ豪雨等による浸水もこの地方では一番大切であると思います。地震であれば、低い体育館等も避難所として考えられますが、洪水ではそのようなところは考えられません。

法律では、市町村長は、洪水・津波等、異常な現象の種類ごとにきちんと分け、安全性の一定基準を満たす施設、または場所を指定緊急避難場所の指定を法律は求めています。私は、この弥富のように海拔の低いところは、津波・洪水・高潮の安全性の高い共通の場所を避難所、避難場所として設定すべきであると思うが、どうでしょうか。

また、栄南地区につくられました津波防災タワー等は緊急時避難マップには表記がございませんので、記入すべきではないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正によりまして、議員御指摘のとおり、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、指定に当たっては、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設、または場所を指定することとされております。

現在、津波・高潮緊急時避難場所としては、地震による津波や台風による高潮の来襲を想定して、丈夫で高い建物を指定しており、洪水に対しても対応していると考えておりますので、今後、緊急時避難マップの見直しを図ってまいります。

また、栄南地区における防災センターにつきましても、緊急時避難マップの改定に合わせて表示をしてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、法では指定緊急避難場所を地域住民に周知しなくてはならないが、どのような方法で行われるのか。例えば法第49条の9で、市町村長は指定緊急避難場所、避難経路、その他避難のための必要事項を住民に周知するため、防災マップなどの作成に努めなければならないとあるが、どうされるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現在お配りしております防災マップ、緊急時避難マップは平成23年度に作成して、全戸配布をしております。

議員御指摘のとおり新しい避難場所等が掲載されておりませんので、全体の見直しを含めた防災マップの作成と、各地区の自主防災会の活動資料などに活用していただくことや、全戸配布による市民の皆様への周知など、来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、緊急避難場所は、誰でも市民が最初に考える場所は学校であると思います。

では、お尋ねします。

学校の校門は日曜日や夜間に鍵がかかっております。学校によっては、校庭を祝・休日にスポーツクラブに開放しているところや、体育館を休日や夜間にスポーツ団体に貸している学校もたくさんあります。どのように利用されているのか、お尋ねしたいと思います。

また、弥富市の学校の校門の施錠は、小・中学校が全学校で同一に対応され、施錠されているのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 校庭や体育館を休日に利用する場合、どのように利用しているのか、また学校の校門の施錠は小・中学校全校が同一に施錠されているかの2点についてお答えいたします。

1点目でございますけど、弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校以外は門扉は閉められていますが、鍵はかかっておりませんので入ることはできます。

学校開放で校庭や体育館を使用する際には、社会教育センターなどで事前に鍵を貸し出しておりますので、その鍵で出入りしていただいております。弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校につきましては学校全体が施錠されておりますので、門の鍵と体育館の鍵を一緒に貸し出しております。

2点目でございます。学校の状況によって施錠の状況は異なります。弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校は学校全体が施錠されておりますが、他の学校は休日や夜間には、門扉は閉められておりますが、鍵はかかっておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、次に行きます。

私は、本当に施錠が必要なときは生徒が学校で授業を行っておるときだと思います。学校の校門が施錠されるようになったのは、2001年、大阪府の池田小学校内で起きた連続殺傷事件以後、校門に外部からの侵入者防止のために各地域の小・中学校で施錠されるようになり



ました。

弥富市の小・中学校では、学校が休日・夜間等のときは防犯カメラが設置され、建物には警備保障がかかっており、かなり厳重な対策がなされていると思います。

また、緊急避難場所について、海部・津島地方は同一条件であり、小・中学校が避難所指定されております。各方面の話を聞きますと、愛西、蟹江の小・中学校は校門が閉めてある状態で、施錠はされておられません。施錠されない主な理由といたしましては、避難場所指定ということでありました。

現在、弥富市では、校舎の屋上に防災避難用の非常階段の整備が徐々になされております。東南海地震やゲリラ豪雨の避難勧告、避難指示がなされても、学校に入れない状態ではどうすることもできません。

私は、いろいろなことを考慮して、避難場所を優先することが絶対必要であると思います。学校を指定避難所とした場合、学校も避難者を円滑に受け入れる対応が事前に実施されなくてはならないと思いますが、校門の施錠についてどう考えておられるのか、今後どうされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 学校も避難者を円滑に受け入れる対応を事前から実施しなくてはならないと思いますが、校門の施錠についてはどう考えているかという御質問にお答えさせていただきます。

学校によって施錠の状態は異なります。昼間につきましては、鍵をかけている校門とかけていない校門がございます。夜間につきましては、多くの学校の校門は鍵をかけておりません。

先ほども御説明しましたが、弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校につきましては学校全体が昼夜を問わず施錠した状態になっております。

現在想定されております南海トラフ巨大地震に備え、夜間や祝・祭日については避難者が校庭に入れるよう各小・中学校の門扉は施錠しないよう、先日の校長会で通達しましたので、現在は入れる状態になっております。

しかし、施設内、校舎内でございますけど、こちらには入れませんので、今後につきましては、各学校に、地震時に鍵の入った防災ボックス、地震のときに自動的に鍵の入ったボックスの扉が開く装置でございますけど、こちらを今年度中に設置し、災害時に避難者の方が施設内に入れるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 学校の管理運営につきましては、教育委員会が市民のことを考慮した上で、きちっと統一すべきであると思います。

では、次に移ります。

避難行動要支援者名簿の作成についてであります。これは、法律の第49条の10から第49条の13についてまでであります。

東日本大震災においては、健常者に比べ、高齢者、障がい者の命が高い確率で失われました。この法律では、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳児、その他特に配慮を要する者）、それと災害発生時にみずから避難することが困難な者であつて、円滑に避難の確保を図るために支援を要する者（避難行動要支援者）についての避難支援を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿を作成しなくてはならない。その際には、個人情報保護条例の規定にかかわらず、名簿作成のために必要な情報を目的外利用することができる。また、事前に当該の避難行動要支援者の同意を得まして、消防機関、自主防災組織、民生委員さん等の関係者にあらかじめ名簿を提供することを可能とする。災害発生時、または発生のおそれがある場合につきましては、本人の同意なしで、支援者等関係者に対し名簿を提供することができるとあります。

昨年から災害対策基本法の一部改正、要するにもう1年たちましたが、施行されております。市町村長は避難行動要支援者名簿の作成を速やかにしなくてはならないが、どうでしょうか。避難行動要支援者の名簿は、今までは個人情報保護の立場から名簿の作成はなかなか難しかった現状であります。地域の弱者等、住民等の情報は、発生時には消防機関、自主防災組織、民生委員さん等にはなくてはならない名簿であると思います。災害はいつ発生するかわかりませんので、早急に名簿作成を実施すべきであると思いますが、現在、どこまで進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 避難行動要支援者の避難行動に関し、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への情報提供の規定が新たに設けられました。

本市におきましては、平成17年度から災害時要援護者名簿を作成しております。この名簿の登録に際しまして、地域の支援者に情報を提供することに同意していただくように説明をして、協力をお願いしております。

また、平成23年度におきましては、弥富市災害時要援護者支援マニュアルを作成して対応しております。

さらには、今年度当初の民生委員会においても、この名簿の整備につきまして説明をし、民生委員さんに協力をお願いしているところでございます。

今後とも避難行動要支援者名簿の整備に努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） なかなか説明が長くて、あるということですね。つくられたということですね。その辺、はっきりしてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） あるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） いつ起こるか把握できない東南海地震やゲリラ豪雨の災害発生時に避難勧告、避難指示が発令されたときに、自主防災組織や民生委員等にしても、避難行動要支援者がどこに住んでいるか、きちっと把握ができていない状態では避難誘導の行動はできません。今後、その名簿につきましても、本人の個人の同意を得て、各組織に出していただけるものだと思いますので、どうしても重要な資料でありますので、すぐにでも整備し、またその組織が知っておくべき書類だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に2点目の、弥富市第3次行政改革実施計画についてお尋ねしたいと思ひます。

私たちに、弥富市総合計画後期計画、弥富市中期財政計画、弥富市第3次行政改革実施計画の3計画が示されました。私は、弥富市財政計画と第3次行政改革実施計画は目的と手段であり、それに伴う歳入の確保、歳出の削減で同じであります。共通しているのは、5億9,300万円の地方交付税が旧弥富町、旧十四山村の合併算定替え特例で交付され、それが平成28年から段階的に縮小され、平成33年には特例措置が完全になくなるということであります。最低限その穴埋めが必要であるということであります。

それでは、ちょっと質問させていただきます。

第3次行政改革実施計画を実施すれば、歳入金額はどのくらいの目標予定なのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 公有財産の有効活用、有料広告事業の実施、税未収金対策の充実促進など、歳入確保に取り組んでまいりますが、この行政改革の実施計画につきましての作成方針を説明させていただきますが、平成17年の3月に総務省から示された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針におきましては、数値目標というのを必ず掲げるものは定員管理の適正化計画というふうにされておりました。その指針に基づきまして、集中改革プラン、それと、それに引き続いた行政改革の実施計画を策定してまいりましたので、この行政改革におきまして、どれくらいの歳入の確保ができるかの数値目標は現在のところ設定しておりません。

なお、毎年、行政改革の実施計画の取り組み状況の中で経費節減等の財政効果を公表しておりまして、平成25年度の取り組み状況につきましては現在集計中でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、歳入項目についてお尋ねしたいと思います。

まず、市役所内部の改革で、項目番号4.公有財産の活用についてであります。公有財産は、行政財産（学校とか役所、市役所等、行政的に使用されている財産）と普通財産（代替地等の土地）でございます。そのうちの普通財産は、持っているだけで草刈り等の維持管理経費がかかります。

弥富市が保有している普通財産は、24年度実績で7万1,881平米、これは7ヘクタール強でございますが、その活用について早急に精査すべきであると思っておりますが、どうでしょうか。

具体的には、普通財産を1筆ずつ検討し、売却するのか、貸し付けるのか、また行政財産に移行するのかを早急に検討し、公表すべきであると思っておりますが、どうでしょうか。

また、これらの財産のうち、どのくらい売却し、どのくらいの歳入見込みがなされるのか、普通財産取りまとめ課長の総務課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、普通財産の有効活用についてお答えをさせていただきます。

平成25年3月末現在の本市の普通財産は7万1,881.89平方メートルでございましたが、平成26年3月末現在の普通財産は6万3,537.92平方メートルでございまして、8,343.97平方メートル減少をいたしました。この減少の主な理由は、旧弥富中学校跡地等の行政財産への所管がえによるものでございます。

平成26年3月末現在の本市の普通財産151筆、6万3,537.92平方メートルを分類いたしますと、警察待機寮、水産試験場などへの貸付地、輪中の郷敷地、グラウンド敷地、駐車場敷地、道路予定地など、利用目的を持った土地は121筆、3万7,781.92平方メートルでございます。

次に、原野・池沼、地中埋設物等の障害物が不明な土地、取得の経緯や財産区分などから現状のままでは活用しがたい分類の土地は25筆、1万5,861.98平方メートルでございます。このうち海屋地内の普通財産3筆、2,683平方メートルは、造成により太陽光発電事業用地としての活用計画を現在進めております。

これらを除外しました普通財産5筆、9,894.02平方メートルについては、売却可能な土地としての分類をしております。このうち、神戸地内の南部水道跡地2筆、1,429.49平方メートルの売却計画を現在進めております。

また、鯛浦町下六地内の土地231平方メートルにつきましては次の売却計画とし、稲元地内の土地3,000平方メートルにつきましては、賃貸借を含め、地元と協議の上、有効に活用してまいります。

次に、売却可能な土地の分類でございますが、鍋田地内の水防倉庫跡地5,233.53平方メートルにつきましては、立地条件にも恵まれ、資産価値も高いので、太陽光発電事業用地以外の有効活用を模索しております。現在は、一時的ではございますが公共工事の残土置き場として利用する計画でございます。

なお、歳入予定につきましては、鑑定をとっておりませんし、入札の公告前でございますので申し上げられませんが、今後とも活用方針が決まった土地は公表し、有効活用に努めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、企業誘致の促進、これは改革番号6番でございます。

企業誘致は、税収を上げるのに一番手っ取り早い、よい方法であると思います。それも、永久に固定資産税の収入があります。名古屋港の土地や企業庁の用地は企業庁、名古屋港管理組合等にお任せする。市としては、内陸部の市街化調整区域で、農振農地法、都市計画法上でまだ企業誘致ができる高速道路インターチェンジの周辺の農地がたくさん残っております。

岐阜県羽島市のコストコや長久手のイケア等は市街化調整区域の農地で企業誘致が行われております。ぜひとも積極的に企業誘致を図るべきであると思いますが、どのように実施されるのか、企業担当課長の商工課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、市街化調整区域でまだ企業誘致ができるところは高速道路インターチェンジ等の農地が多数あります。積極的に企業誘致を図るべきであるが、どのように実施するかとの御質問でございます。答弁をさせていただきます。

市街化調整区域における大規模な開発においては、秩序ある土地利用の形成を図る観点からも、愛知県が策定しております市街化調整区域地区計画ガイドラインに基づきまして、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるという性格を変えない範囲で地区計画を定める必要があるということになっております。

この地区計画ガイドラインに示されております上位計画との整合、地区の要件、対象区域の適否、地区施設の整備に関する事、建築物に関する事等の5項目の指針に照らして、地区計画の策定、つまり企業誘致が可能かどうかの判断をすることになっております。

議員御紹介の1例目は、対象地が岐阜県羽島市ですが、地区計画ガイドラインの違いにより容認されたものとなっております。

また、2件目の長久手市につきましては、市街化区域への編入がされ、リニモを軸とした市施行による土地区画整理事業を通じて企業誘致をされたと聞いております。

この事例は2件とも商業施設でございますが、人口の減少、超高齢化社会に対応したコン

パクトなまちづくりを実現するために都市計画法が改正されていることから、この地区計画ガイドラインにおいては、愛知県では、事例のような大規模集客施設等の立地及び商業系の開発が容認されておられません。

したがって、当市では、高速道路等インターチェンジ周辺の企業誘致につきましては、工業系地区計画を検討いたしまして、周辺優良農地や既存集落への影響に注意しながら、十分協議、調整をいたしまして、工業施設、物流施設の誘致を図ることになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、項目番号7番、都市計画税の検討、項目番号62番、使用料・手数料の見直し、項目番号63番、保育料の見直しについては検討するとあるが、長期間で検討されるのか。ここで実施計画に上げるということは、歳入をふやす目的で上げておられるのではないかと思うので、前進を考えて検討するのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 都市計画税の検討、使用料・手数料の見直し、保育料の見直しの項目につきましては、中期財政計画において、今後の財政運営の取り組みとして記載している項目と同じでございます。

この中期財政計画における今後の財政運営の取り組みを実施する時期といたしましては、合併算定がえの経過期間が平成28年度から始まるわけでございますが、そういったことも見据えて、さまざまな角度から検討を加えまして、可能な項目を可能な限り早い時期から実施いたしまして、財源確保をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、歳出についてお尋ねしたいと思います。

第3次行政改革を実施すれば、どのくらいの目標で歳出削減ができるかをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 行政改革につきましては、引き続き継続していくことが重要であり、個々の項目での改革の取り組みを継続してまいりたいと考えております。

先ほどの歳入のところでも答弁いたしましたが、行政改革の実施計画を捉えたときには、平成17年の3月の国の指針に基づいて策定しております。その指針につきましては、数値目標を掲げるものは定員管理の適正化計画というふうにされておりまして、そういったことに基づきまして集中改革プランと行政改革の実施計画を策定してまいりましたので、現在のところ、この計画につきましては、どのくらい歳出の削減ができるかの数値目標は設定しておりません。

なお、毎年、行政改革実施計画の取り組み状況の中で経費節減等の財政効果を公表しております。25年度の取り組み状況につきましては現在集計中でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、各項目について、多少お尋ねしたいと思います。

項目番号10番、補助金の見直しについては、団体補助を含んだ全補助金を見直されるのか。また、統廃合、廃止については、各課・各部で行ったのでは私にはできないと思いますので、外部、第三者に委託して行うべきであると思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 補助金の見直しにつきましては、平成24年10月に補助金等の見直しに関する指針を策定して、関係部署において実践しており、団体補助金も含んだ全ての補助金を対象にしております。

補助金は、市民の皆さんの税金をもって交付されるものであり、交付に当たっては、透明性、公平性が確保されなければなりません。現段階では、補助金の見直しを外部、第三者に委託することは考えておりませんが、補助金の見直しに当たっては、市民と行政の役割分担を明らかにしながら、適正かつ弾力的な支援制度となるよう図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、項目番号20番、行政視察の検討、項目番号27番、旅費の見直し、項目番号39番、給与体系の見直しは何を行う予定なのか。

行政視察、旅費の日当、給与体系の見直しについては、今までもいろいろな角度から検討されてきましたが、廃止を含めて改革を行う予定なのか、総務部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、項目番号27、旅費の見直しについてについてお答えさせていただきます。

旅費につきましては、平成19年度から旅費のあり方について検討を始め、平成22年度には日帰り旅行の日当を全て廃止いたしました。平成23年度には旅費に関する基準や事務処理方法の見直しを行いました。また、平成24年度には旅費に関する基準を改正し、宿泊を伴う場合であっても、昼食及び交通費等全てを全額負担金等で支出される場合の旅行の日当を廃止いたしました。

旅費の中でも日当につきましては繰り返し見直しをしております。日当の定義が旅行中の昼食代、並びに目的市町村内を移動するための交通費及びそれに伴う諸経費に充てるため

に支給されるものでございますので、今後も引き続き見直しを行うというものでございます。

次に、項目番号39. 給与体系の見直しについて、こちらにつきましては、国及び類似団体の給与水準を参考に、級別標準職務を見直し、新たな給与体系を確立することが項目の内容でありまして、平成19年度から、旧2町村の職員の給料のバランスの調整、類似団体の給与水準を参考に旧別標準職務の見直しを行うとともに、人事院勧告に基づき諸手当等の改正を行ってまいりました。

その結果、本市の平成19年度のラスパイレス指数は89.0でありましたが、平成25年度のラスパイレス指数参考値、この参考値というのは、国家公務員の時限的な給与削減措置がないとした場合の数値でございますが、97.4と、給与の適正化に取り組むことができました。

今後につきましても、人事院勧告、並びに類似団体の給与水準を参考にしながら、給与体系の見直しを行ってまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） まだ少し通告は残っておるんですが、この通告は委員会のほうでさせていただきます。

弥富市中・長期財政計画や弥富市第3次行政改革実施計画で共通しているのは、地方交付税の合併算定がえの約6億の減額であります。それは、弥富市の市税の増収や企業奨励金等の歳出減により十分に補充が可能であると思います。私は一番大事な行政改革は、職員を部課長の管理者が統率し、部下を上手に使うことができるかということであると思います。例えば人件費が、去年を見ますと、24年度実績では24億3,000万円ほどございます。これを多少無駄にすることになると大変大きな損失であります。管理職は仕事に対し企画・立案し、どのように職員を動かすかが非常に重要であると思います。職員個人の研修も重要であります。管理職の仕事に対する企画力醸成に力を入れ、今後もよりよい職場改善を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開を3時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時46分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博であります。

通告に従いまして、きょうは活力に満ちた安全な誇れる弥富のまちづくりを目指してという項目で、3項目にわたって提言をし、服部市長の政治姿勢を尋ねていきたいと思っております。



趣旨、内容等については事前に全て提出してありますので、できるだけ要点を簡潔にひとつ答弁いただくようお願いをしておきます。

まず、時代が変わり、社会情勢や生活環境が変わるなど、状況変化によって政治の対応も変わらなければならない。これが政治の使命だと思っております。

環境の変化等に適切に対応をして、国民の生命・財産を守り、安全にして、より豊かな生活ができるように心がけと努力が重要であります。

今、日本の国には、憲法問題を初め、エネルギー問題、原発対応、あるいは経済や産業、TPP対応、外交や防衛、特に中国、韓国、北朝鮮、ロシア等との友好関係の構築など、多くの重要な政策課題が山積しております。

また、地方主権となって、それぞれの地方自治体においても、競い合って安全で豊かな個性的なまちづくりにお互いに心血を注ぎ、真剣に取り組まなければならない時代を迎えて、その政策課題の選択を模索しているのが現状であると思えます。

弥富市においても、活力に満ちた安全なまちづくりを真剣に考え、どのように取り組もうとしているのか、その行政運営の姿勢が問われており、それらが弥富市総合計画に示され、実行計画に取り組まなければならないものであると私は考えております。

その基本は、活力という点、すぐに物と考えがちであります。私は人と物の両面から考えてみるのが重要であると思っております。

その中の一つが人口問題であり、特に少子化対策であります。きょう、平野議員からも大変貴重な質問がありました。重複することのないように、できるだけ私は私なりの角度で提言をしていきたいと思っております。

特に太平洋戦争の終結後、中国においては、新しい中華人民共和国を指導してきた毛沢東主席は「人力は国力なり」と指導してきたと言われております。約6億人であった人口が、二十数年後の昭和40年代には2.5倍の15億人とも16億人とも言われ、人口においては超大国になったと言われております。

しかし、時代が変わり、環境が変わり、人民の生活環境の向上等によって、必然的に国策として、逆に人口減政策の一人っ子政策が強行されてきました。その結果、現代にあっては極端な少子・高齢化が進み、国家の存続問題に影響することとなって、人民の生活環境、社会情勢の変化に対応するために、今度は一人っ子政策の調整、見直しがされるようになってきたようであります。

我が日本においても、明治維新以来、文明開化、国力の増強政策などによって人口は増加し、昭和の初めには2倍の1億人を超えたのであります。

「人力は戦力」「産めよふやせよ」と、目的が戦争のために進められてきた時代もありました。人が物の消費のように考えられてきた時代もありました。

現代社会においては、平均生存寿命が高くなり、高齢化時代を迎えました。一方、女性の就業率の高まりを初め、晩婚化、核家族化等、生活環境、社会環境の変化によりまして、子供の出生率は1.34となり、また未婚女性も多く、適齢全女性から算定すると1.21とも言われているように半減をしております。今後、30年後には1億人に近づくのではないかと、このような人口減が予想されております。国力の減退となって、国家の存続にも影響する重大な時代を迎えようとしておるわけであります。

高齢化は、ある意味では喜ばしいことではありますが、少子化問題は、労働人口の減少であり、国家の活力、繁栄に影響する重大な問題であります。少子化対策こそは避けて通れない最重要課題と位置づけられるようになってまいりました。

3月議会において、この問題をテーマに提言、議論することを考え、通告をして準備してきましたけれども、時間がなく、割愛をしました。

また、市長に内容をお渡ししてありますが、昨年11月8日のビートたけしの「ニッポンのミカタ」というテレビ番組において、日本一豊かなまちとして隣の飛島村が放映されました。大変うらやましいような教育環境や福祉政策が放映されました。

しかし、飛島村においては、全てが調整区域の中であって、村外からの移入が受け入れられない。将来的には一方的に人口は減少する。特に少子化問題は飛島村の危機を物語っているように私は感じました。久野村長も大変苦悩しておられました。

そうしたことから、それらも参考にしながら、私はきょうは服部市長の考え方を尋ねていきたいと思うんです。

バランスのとれた人口問題は国力としての重要な課題であります。そのため、過疎・過密問題、核家族問題等とあわせて、人口問題は国家の重要な政策課題であります。同時に、地方自治体はそれ以上にまちの存続にかかわる重大な問題になろうとしておることをまず認識していただきたいと思っております。

最近では、市長も人口問題に関心を持って話をされるようになりました。大変結構なことでありますが、問題は、具体的にどのように取り組むかであります。

人口問題について、まず2点、服部市長に質問をいたします。

弥富市の出生率はどのようになっておるかということです。

続いて、弥富市総合計画において、後期5カ年の実行計画において、この人口問題についてどのような位置づけをされ、具体的にどのような政策内容を実行される考えを持っておられるのか、最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

簡潔に答弁をということでございますので、まず弥富市の出生率でございますが、昨年、

2013年人口動態統計の中で厚生労働省から国のほうが発表されました。それは1.43ということで、前年をわずかに上昇したわけですが、本市といたしましては、過去の出生率を少しお話し申し上げたいと思います。平成22年は1.47、そして平成23年が1.48、そして平成24年が1.44でございます、平成25年は今統計中でございます。平成24年が1.44ということでございますので、この平成25年、国の基準の1.43にかなり近づいてくるのではないかと、いうことを大変心配しているところでございます。

また、どのように位置づけしているかということのお答えでございますけれども、私どもとしては、平成21年の時点で市の人口予測、あるいは世帯数予測をさせていただき、第1次総合計画に掲載をさせていただいたところでございます。そして、平成25年、昨年までは人口4万4,500人ということで、まずこれは前期計画の中でほぼ予定どおり、4万4,533名でございますので、ほぼ予定どおりに推移したというふうに思っております。

また、世帯数におきましては、平成25年は1万6,000世帯という形で計画をさせていただきました。それに対しては1万6,300戸ということで、計画に対して300戸上回っているという状況で、ほぼ予定どおりだなというふうに思っております。

そして、1世帯当たりの人数は、平成25年の予測といたしましては2.77人という形で予測をさせていただきました。これについては、若干下回るのではないかなということでおるところでございます。

このような状況の中で、後期基本計画の中での位置づけを申し上げますけれども、平成30年、5年後に4万6,000人を想定させていただいております。現在の人口プラス1,500人という計画でございます。また、総世帯数におきましては、平成30年は1万7,500戸という状況でございます。こういった形の中におきまして、1,200戸ぐらいの新しい世帯数を考えていかなきゃならないというふうに思っております。

また、1世帯当たりの人数につきましては、これは減少傾向が出ておりますので、私どもとしては2.62人という形で思っておるところでございます。この2.62人ということは、平成2年の1世帯当たりの人数が過去の統計の中で3.62という数字が出ておりますので、まさにこの二十数年の間で世帯数の中での人数は1人減ってきているという状況で、核家族がますます進んでいるという状況で位置づけさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、今、赤ちゃん等の出生率は1年で400人強でございます、人口の伸びは、亡くなる方もありますので、自然増という形の中では80人ほどでございます。そしてまた、社会増という形の中では転入・転出ということがあられるわけですが、これは過去の5年間におきましては20名ないし25名という平均数値でございます。厳しく見積もって、自然増と社会増の中では年間100名というような状況でございますので、これを5倍すれば500名ということになります。

先ほど申し上げました4万6,000人に対しては1,500名ふやしていかなきゃならないということで、大変厳しい数字であるということで、この5年後には人口減少社会が本市においても進んでいくかなという形で大変危惧をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 2番目の土地の活用と重複することもあるわけでありますが、私が特にここで考えていただきたいのは、数年前からいろいろと特に少子化対策に重点を置いてきたわけでありまして。弥富市の場合には、今の人口と戸数は、市街化区域、特に桜学区、今度は日の出学区であります。こういうところが自然増ではなくて、移住されるという、外から来られた人口増、また戸数、こういうものがありますから、多少飛島村のような形にはならないと思っておりますけれども、しかし、弥富の中でもこうした市街化区域のところと市街化調整区域のところでは少子化の問題は大きな格差があります。私の経験からいきますと、昭和50年前後、旧弥富町だけで計算しておりますが、昭和50年ごろと現在とでは、市街化調整区域のあるところは半減をしております。子供の数は半減しております。特に大藤、栄南学区は半減しております。また、恐らく十四山地区でも半減をしておると思っております。

そうしたことから、私が特に今まで提言をしてきたことは、核家族化の問題と、それから少子化の問題をうまく組み合わせた対策を考えたらどうかということでやってきました。

きょうは平野議員からの婚活の問題があったわけでありまして、確かに早期結婚への取り組み対策も一つの重要な問題です。テレビによりますと、成人した適齢男女のうち、男性の82%、女性の68%が交際相手が見当たらない、こういうようなことをテレビでは放映しております。ということは、やっぱり婚活事業というのが必要であるということを感じたわけでありまして。

そこで、早く結婚をしていただくための対策、婚活も大事ですけれども、私が前に申し上げたのは、できれば28歳までに結婚していただいた場合には結婚祝い金を出したらどうだということを私は前に提言してきました。

それから、3人以上の子供の奨励対策、3人以上子供を産んでくださいよと。この場合にはこうこうこういうような特典がありますよという奨励対策はできないだろうか。

それから、3世代の同居家族の奨励対策。核家族化ですが、やっぱり3世代が同居した場合にはこういう特典がありますよというような対策は考えられないだろうか。特に高齢者福祉と教育向上へのバランスの面から考えてみますと、おじいさんやおばあさんから孫がいろいろなことを学びます。今の親はなかなか子供に目上の人を敬ったり、目下の者をいたわったり、しつれたりする、こういうことができない世代であります。ですから、3世代が同居することによって、非常に教育的にも、そしてまた先祖を敬い、親を大切にする、こういうような考え方が、儒教の教えからしても非常に大事なことでありますから、こういうような

政策は考えられないだろうか。さすが弥富は誇れるまちづくりだなあと。こんないい政策を持っておられるのかと言われるようなことを一遍考えていただけないだろうか。これは前にも言ったことでもありますけれども、もう一遍、実行に移していただく。そういう検討をひとつしていただきたいと思います。

それから、土地の有効活用によって人口増を図っていく。これも大事な問題です。それから、過疎・過密のバランス。これらについては、次の土地の有効活用による豊かな活力に満ちたまちづくりということで提言をしたいと思います。

今申し上げたことは、ひとつ検討していただく大事なものだと思うので、提言として検討をしていただきたい。要望にしておきます。もし市長から、考えがあったら。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 人口増に対して、佐藤議員のほうから、以前からもさまざまな項目につきましてお聞きしているところがございますけれども、早期結婚への取り組み対策ということにつきましては、きょう、平野議員のほうにもお答えさせていただきましたけれども、私どもといたしましては、社会福祉協議会の中に結婚相談所というものを設置して、民間企業の結婚相談をされているような企業に委託いたしまして、相談に応じていくというようなことを開始していきたいというふうに思っております。

それから、28歳までに結婚したら祝い金ということをおっしゃいましたけれども、これについては、十分検討していかなきゃならないなあと。それぞれの事情が結婚にはあろうかと思っておりますので、これも検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

3人以上の子供の奨励対策につきましては、私どもの近隣自治体におきましても実施されているところがございます。実は弥富市におきましても、平成3年から平成15年までは第1子に対して3万円交付してきた実績もございます。第1子に対して3万円交付してきたということがございます。それから、16年、17年については、第3子から3万円を交付してきたということがございますけれども、平成18年には、合併協議会に基づいてこれが廃止になりました。そういうような過去のいきさつもございます。

また、隣の愛西市は、第3子に対して平成25年度までは15万円を支給してみえました。しかしながら、これもこの平成26年度から廃止になりました。子育て支援に対する経済的な支援に回していこうという形でございます。

そして、飛島村におきましては、第1子であろうと第3子であろうと子供のかわいさには変わらないということございまして、子供さんに対して、生まれたら10万円ずつ支給することが現在でも行われておるわけでございます。

過去におきまして、私どもの近隣の自治体においてさまざまな施策がとられているわけがございますけれども、正直申し上げまして、ほかの自治体は少しわからないところがありま

すけれども、そんなに奨励金を出したからといって、赤ちゃんがふえている、出生率がふえているということはないようでございまして、これはやはり私も愛西市さんと同じような考え方に立って、これからの子供の子育て支援ということに対する経済的な支援を充実させていくということのほうがいいのではないかなあというふうに思っているところでございます。

また、3世代同居家族の奨励対策についてという御質問でございますけれども、実は今、3世代で同居してみえる家族数を把握しようとしているわけでございますが、大変難しいわけです。同じ敷地内に、新たに息子さんたちが、あるいは娘さんたちが住居を構えられるということに対して、これを3世代という形でカウントしていくのかどうか。こういったような問題の難しさもありますけれども、一度どのぐらい3世代家族がこの弥富市に存在するのか、しっかりと調査をしていきたいというふうに思っております。

それから、高齢者福祉と教育向上のバランスということにつきましては、高齢者福祉という形の中では、シルバー人材センター、あるいは福寿会というような状況の中から、たくさん的高齢者福祉に対して努力をさせていただいているところでございます。高齢者の経験と知識を生かした、その役割を子供たちの教育向上へ向けていきたいというふうに思っております。これは、今現在、児童館のほうにおいて、昔から伝えられている伝承遊びであるとか、あるいは触れ合いの遊び、触れ合い遊びというのは、折り紙を折ったりとか、将棋をすることとか、そんなようなことが児童館の中では行われておるわけでございますけれども、高齢者の方がより一層子供さんに対して昔の伝承的なことを伝えていただきたいというふうに思っております。

土地の有効活用対策につきましては、後ほどまた御質問等もあるわけでございますけれども、新たな市街化地域を造成していかなきゃならないということが基本的な考えでございます。そんなようなことについて、しっかりと考え方を具体的に後から述べさせていただきたいと思っております。

また、過密・過疎のバランス対策につきましては、これは栄南学区、大藤学区と十四山地区において、この過密・過疎のバランスが今現在少し崩れておるわけでございますけれども、その実態につきましては、弥富市の中心街、いわゆる都市部のほうへ移住してみえる方もかなりお見えになるんですね。やはり今のところにとどまっていただく政策というものをある程度我々としては考えていかなきゃならない、そんなふうに思っております。

一つの例ですけれども、例えば住宅に対する補助制度をしていくだとか、新家うちをつくったときに補助制度をしていくだとか、そんなようなことも一考ではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、皆様方のさまざまなアイデアをまたお寄せいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それぞれ実行して、そして効果のあるもの、実行しても効果のないものもありますから、一概には言えませんけれども、やっぱりそういう心がけをしていくということは非常に大事だと思いますので、十分検討していただきたい。特に私が同居家族ということをおし上げますのは、これは一緒に住むことによって子供の教育もできるし、しつけもできる。それからまた、おじいちゃんやおばあちゃんのいろいろと手足になる。先祖を敬うとか、おじいちゃんやおばあちゃんを大切にするとか、こういうことも同居することによって生まれてくるんです。そういう面から私は考えていただきたいと、こういうふうに思います。

そこで、次の、土地の有効活用による豊かな活力に満ちたまちづくりということで、ちょっと提言をしたいと思います。

弥富市は、名古屋市という都市近郊に位置しているという地の利を考えた総合的な土地利用の計画を検討することが必要であると私は思っております。

公共交通機関の近鉄とかJR、名鉄、こういうものを有効に活用できる計画が必要であります。

まず通勤を考えた場合、この弥富市は大変便利なところです。そういうことから、その便利さを利用した住宅開発計画というのをしっかりと考えてみることも一つの方法です。

それからまた、西部臨海工業地帯、名古屋港の流通機関を活用可能な土地利用計画、こういうものもしっかりと考えるべきであると思います。

一方、都市近郊型の農産物を供給できる農業地帯としての土地利用を考える、こういうことも大事な問題だと私は思っております。

このように、弥富市においては、多角的に土地の利用計画を考えることができる恵まれた地の利があることをまず考えながら、私は今までも何回も指摘をしてきたわけではありますが、なかなか実行までには移っていないので、真剣に取り組む姿勢をひとつ示していただきたいと思います。

先日、総合計画の後期5カ年計画の検討協議において、私の提案、質問において、市長は市街化区域に隣接するところの市街化区域への編入を含めた土地利用について検討を始めたとの答弁がありました。土地の有効活用の目的について十分な検討もされておるとは思いますが、現状の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、進捗状況につきまして御報告させていただきます。

現在、弥富市都市計画マスタープランでは、都市規模に見合った現在の市街地の形成を基本としておりますが、少子・高齢化の進行を初めといたします社会・経済情勢の変化に伴い

まして、駅、役所、幹線道路等の既存ストックが活用でき、また病院、福祉、商業施設も利用できる、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりが求められております。したがって、弥富駅から近く、国道1号より南にございます現在の市街化区域に隣接いたします車新田地区をまちづくり検討地区といたしまして、今後地域の皆様方に土地利用転換に関する意向調査を実施いたしまして、まちづくりの検討に入りたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私もこれは大事な問題だと思っておりますので、この前申し上げたとおりです。そういうように、用途に見合った場所の検討、取り組み、これは非常に重要なことですから、ひとつしっかりと調査・研究をしていただいて、そして関係者等に示していただきたい、こういうふうに思います。

その内容としては、私は、次に申し上げるやつをひとつ参考にさせていただきたい。

まず、青地の中でも白地に変更したほうがより効果的に活用できる土地があるのではないかと。これの調査をしていただきたい。

2番目に、市街化区域内の土地の有効活用計画について取り組んでいただきたい。

3番目として、市街化区域に隣接する土地の有効活用計画について、これは今、石川部長から進捗状況の話がございました。特に私は、国道1号線を挟んで南側だけということじゃなくて、国道1号線を挟んで両サイドを対応したらどうかというふうに思います。

それから4番目は、特に弥富の場合には国道1号線、それから名四国道、西尾張中央道、将来の155号線道路、こうした国道とか県道等の沿道の土地活用、用途をどういうようにするか。これをしっかりと一遍調査をしていただいて、区域を検討されたらどうか、こういうふうに思います。

もう一つ、最後に5つ目として、これは先日から私が申し上げたように、道路網の整備によって、より土地活用が有効になるところがあるんじゃないか。その一例としては、特に十四山地区、過疎の十四山地区においては、善太川に橋をかけて富吉の駅へ行ける。そういうような通勤範囲になるようなところを考えてみたらどうか。これはひとつ最重点課題として一遍検討をしていただきたい。できたら善太川に橋をかける調査費を今年度中にひとつ実行してもらいたい、こういうふうに思います。

そうした点を提言したいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員から、いわゆるまちづくりにおける市街化区域という形の中で重要なポイントを御示唆いただきました。我々も一つ一つ検討させていただき、そして、市の活性化に努めていきたいというふうに思っております。

ただ1点、善太川に橋をかけてはという御質問でございますが、これは以前、3月議会の



中においても議員から御意見としていただきました。合併以前に十四山村時代にこの協議がされたというふうに伺っておりますけれども、なかなかうまく進まなかったという形の中で、現在、橋をかけることに至っていないという状況でございます。

今回、私どもも、将来における人と物の移動という中で、道路というのは大変重要であろうと思うし、また橋の位置づけというのも重要であろうというふうに思っております、いろいろと概算の事業費を計画してみました。そういうような状況の中においては、项目的には調査設計費用、これが私どもとしましては、路線測量であるとか、用地測量、そして実施設計、道路設計等々で約8,000万かかるだろうというふうに試算をさせていただきました。

そして、用地費といたしましては、用地買収に1億2,000万円という形で算定をさせていただいております。また、補償費といたしましては、愛西市側の住宅が8軒ございます。この8軒の補償をさせていただきますと、今の評価にいたしまして2億4,000万円ほどかかるかなというふうに思っております。それから、道路の設備費には2億円ほど計上していきなかなきゃならない。また、一番ポイントである、いわゆる橋梁の設備費につきましては、私どもの日の出橋であるとか、いろんな算定根拠に基づきまして計算をさせていただきましたけれども、これが約14億かかるというふうに算定をさせていただいております。合計で、これらの事業費を加算しますと20億強の事業費がかかってくるかなというふうに思っているところでございます。

しかし、いずれにいたしましても大変重要な問題であることは間違いございません。しかし、今、私どもの財政の状況の中で、このことが全て計画どおりに進められるかということになりますと大変厳しい面もございますので、これはひとつの我々の中・長期的な検討材料ということに位置づけさせていただきたいということを思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、市長の答弁によると、大変大きな金額のようではありますが、私は、場所の設定、やり方によっては、それほどかからずにやれると思っておりますし、もう一つ、これは当然補助事業にのせることです。国なり県なり、補助事業にのせて、市の一般財源からの支出はかなり抑えることができると、私はそう思っておりますので、20億が全てだという解釈は私はしたくありません。もっと安くやれると思っておりますので、一遍十分検討してください。場合によっては、私もその検討の中に加えさせていただきやいいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目に、今問題になっております市庁舎の問題に関連して、防災対策として安全な弥富市庁舎建設についての提言をしてまいりたいと思っております。

3・11の東日本大震災以来、地震、津波、原発等の防災問題が大きく取り上げられ、最重

要課題となって報道されるようになりました。そのために、行政の対応策が大きく議論されるようになりました。

愛知県等においても、南海地震、東南海地震の予測が大きく取り上げられるようになって、騒がれております。

弥富市庁舎建設問題についても、最初に検討されるようになった原因は、現庁舎の耐震性に対しての問題と、合併により庁舎機能が狭隘になったということが新庁舎建設の必要性の理由であったと記憶しております。その平成23年3月11日の東日本大震災によって、地震による大津波を中心に防災対策が考えられるようになり、新庁舎建設の基本的な考え方も、さらに基本的に発想を一部考え直す必要が生じてきたのではないかと、私はそのように思うのであります。

宮城県や福島県等は、東側が3,000メートルに及ぶ深い太平洋海溝に直面しており、大きな津波が発生しやすく、また地震に連なる断層が多く点在し、地震の発生する確率が高く、常に津波の危険性が伴う地域であります。

南海地震、東南海地震が予測される東海地区との地形の相違、地震に対する防災対策の相違をよく比較検討しながら、防災対策を検討することが重要であると思います。

東日本の災害状況を中心にこの地域も騒ぎ立てるとということには私はいささか疑問を感じております。東日本においても、直接地震によって建物が倒壊した事例は余り多く聞いておりません。建物が浸水、流失し、大勢の死者・行方不明者が出たという大惨事になった直接の原因は大きな津波であります。そのために多くの方々が亡くなり、今もって行方不明者も多く、復興事業を進めようとしても土地の地権者が亡くなってしまい、土地の活用計画も立てられない地域があって、復興事業が進められないところもあるように聞いておるのであります。

また、避難所から帰ることができない大きな原因は、原子力発電の放射能の汚染被害であります。

こうした東日本の状況と私たちのところの状況はかなり大きな違いもありますので、私たちのまちの歴史的災害状況から考えてみることも重要であると思います。

私たちの地域においても、歴史的な経緯、経験から、直接地震による家屋の倒壊した話は余り多くないように私は承知しております。

政府は、国土強靱化政策を強力に進めるとして、積極的に海岸堤防の整備を増強しております。現在、木曾川の左岸・右岸堤防、両堤防の補強工事が進められておるわけであります。さらに、海拔マイナスの弥富市では、より安全性を考えてみれば、少なくとも海拔2メートル以上に司令塔である市庁舎を建設することは、将来展望を見きわめた重要な模範的な発想であり、誇れるまちづくりの一つとして考えることができるのではないかと、こういうように

考えるのであります。

この地域は、全体が液状化ではあるものの、地震に連なる断層も少なく、伊勢湾台風を初め、水害による被害等からの防災対策を中心に考えるべきでありますし、現在もそのような考え方で避難所等の検討が進められてきております。特に海拔ゼロメートル地帯という地形からして、水害に対する避難場所が一番大きな問題であります。

そのためには、行政機能の司令塔としての市庁舎だけでも、浸水に対して水のつかない企画を考えることが重要ではなかろうかというふうに考えますが、市長はどのように判断されるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

愛知県防災局から5月30日に、いわゆる南海トラフ巨大地震の発生した場合のそれぞれの自治体における被害想定が発表されたわけでございますけれども、私ども弥富市といたしましては、皆さん御承知のように、最悪のシナリオとはいえ、大きな衝撃を受けたところでございます。震度は7、そして津波が来る前に堤防が崩壊する。そして液状化が発生し、甚大な被害が発生する。そしてまた、海拔ゼロメートル浸水に対して大きな被害が発生するということを警鐘しているわけでございます。

そういう状況の中で、私たちの先人の皆様方は、伊勢湾台風ということを経験され、水との戦いをしてみえたわけでございます。我が市の海拔ゼロメートルということに対しては、やはりいろんな事業を計画する上においては、この辺の問題はきちっと整理をしながら対応していかなきゃならないということはもちろんでございます。

東日本大震災でも、議員も御承知のごとく多くの庁舎が被災し、災害対策の実施に大きな支障を来す事態が起きました。新庁舎を建設する基本方針として最も重要なことは、災害に強い、市民の安心・安全を守る防災拠点として機能することであろうというふうに思っておるわけでございます。そんな意味からいたしましても、南海トラフ巨大地震とのかかわりも含めて、心配される今日でございますので、庁舎建設につきましては喫緊の課題であるということでございます。これは、皆さんと意見が一致するところでございます。

新庁舎の浸水対策について御説明を申し上げます。

新庁舎の1階の床レベルは、浸水対策として、庁舎前の歩道面よりプラス1.2メートル高くなるように設計をいたしております。また、庁舎1階の全ての出入り口部分には高さ90センチの防水壁、防潮板を計画してまいります。この防潮板の設置が完了いたしますと、庁舎前の歩道面よりプラス2.1メートルの高さまで浸水を防ぐことが可能でございます。これが基本的な設計でございます。しっかりとした浸水対策ということを考えながら、庁舎建設を進めていきたいというふうに思っております。

これが、庁舎に対する、基本的な浸水に対する私どもの企画でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 昭和34年の伊勢湾台風に遭遇したとき、弥富町役場は現在の歴史民俗資料館の場所にありました。私も50メートルぐらいしか離れておりませんでした。私たちは浸水の被害に遭うことなく、救援物資の取り扱い、あるいは災害救助活動、行政運営機能等には余り支障を来すことがなかった記憶であります。

その後、堤防等の補強も進み、町村合併によって狭隘になったために、現在のこの位置に庁舎が建てかえられたのであります。

考えてみれば、浸水から免れる高さに庁舎があることは大変重要な発想であり、改めて検討の必要性を感じておるのであります。

先日、大学の専門の先生の意見として、この地域においては海拔2メートルぐらいまで浸水する可能性があり、それ以上の地面に庁舎を建設することがベターであるとのヒントをいただいたのであります。計算してみますと、海拔マイナス1.2メートル、プラス2メートル、すなわちこの地域において、現在の地面から3.5メートル高い地面を積み上げて、その上に市庁舎を建設することが水害に対して最も安全であり、機能的な市庁舎になると考えられるのであります。

今回の弥富市庁舎改築検討委員会においては、委員の皆さん方は全てが充て職であって、そうした専門的な方の意見とか、学識経験者の話は余り出されておられません。そうしたことから、特に伊勢湾台風の経験から高台建設という発想にはならなかったようであります。

3・11の災害以来、せつかく安全で機能的な庁舎を建設する必要性が生じた以上、このような発想に基づいて、約3.5メートルぐらい土盛りができる広い場所を選定して、庁舎建設を検討する必要があるのではないか、私はこのように考えるのでありますが、再検討される考えはありませんか。市長に尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

今回、市庁舎を建設するに当たりましては、さまざまな市民の皆様に御参加いただきまして、その検討委員会を設置し、建てかえるのか、あるいは現庁舎の耐震補強工事をしていくのかという中で、建てかえるという方針を決定していただきました。それがさまざまな形で、その庁舎の機能などの課題、あるいは条件の整理をした上で、基本構想を考えたところでございます。

また、議会におきましても検討特別委員会が設置され、その特別委員会におきましては、その基本構想の流れを組んで、基本設計について協議をしていただき、調整が行われたわけ

でございます。

そういった意味では、現庁舎のところで建てかえるという形で市議会についても御承認をいただいたところでございます。

私といたしましては、先ほども浸水対策というようなことに対しては、それぞれの施策を打ってありますよという話をさせていただきました。佐藤議員の提案されるように、佐藤議員の浸水対策においては、3.5メートルの盛り土を可能にする広い土地でということでございますけれども、現在の庁舎を建設する上の条件としての市街化区域の中での問題でございますけれども、そういうような状況の中においては、3.5メートルの盛り土をして庁舎を建設していくという広いスペースはなかなか見出せないということが現状ではないかなあというふうに思っております。

また、仮に3.5メートルの高さの庁舎の入り口までアプローチするには、長いスロープが必要になってくるわけでございますので、そういったことにおいては、庁舎に入りづらいアプローチになっていくのではないかなというふうに思っております。

過去の浸水ということに対して、私たちも十分計算をし、またさまざまな、南海トラフ大地震というような状況についても考えていくわけでございますけれども、庁舎1階が2.1メートルの高さということでございますので、もし仮に南海トラフの巨大地震というような形で2メートルを超える浸水のおそれはあるわけでございますけれども、その件につきましてもしっかりとした庁舎機能を持っていけばいいというふうに思っております。いわゆる非常事態に対応できるようにしていくということが大事だろうというふうに思っております。

例えば災害対策本部、あるいは防災無線室、非常用発電機室、あるいは防災備蓄倉庫、受水槽等々の防災の基幹機能の設備は全て2階以上に設置する計画でございます。そういった形に対して、浸水を防いでいきたいというふうに思っております。

このような形で、市民の安心・安全、そして暮らしを支える拠点としての防災に対する危機管理、または災害復興の役割を担う庁舎として、今後建設していきたいというふうに思っておりますので、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

新庁舎につきましては、現計画の中で進捗することを考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤 高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは私は非常に大事な問題だと思っております。場合によっては、本当に住民側からしても、私は大変有意義な提案ではなかろうかと自画自賛をしております。

急いで今のここに建てかえをということですが、もう一つ考えてみますと、今、住民訴訟によって、いろいろな問題点も指摘されてきております。いつ解決できるかわからないような状況から、私は、「急がば回れ」ということわざのごとく、発想の転換を検討することで

はなかろうかと、こういうように思っておるのであります。

市庁舎の用地取得に関して、住民監査請求から住民訴訟事件に至った原因等が市民に全く説明されていない、私はそういうように受けとめております。ただ、市庁舎の建てかえが必要であり、平成33年までにやれば合併特例債を活用することができる。合併特例債では約40%の交付金がいかにもらえるかのような今の説明であります。この説明には私は極めて疑問を感じております。私に言わせれば、まさに市民に間違った認識を持たせているような宣伝に終始しておると。なぜこのような住民監査請求、訴訟事件に至ったか、その経過というのが市民には知らされておられません。

基本設計を発表する前に用地取得の条件を決めていなかった。これはどういう理由を言われても、あるいは弁解をされても、これは私は市当局の怠慢であったと言わざるを得んと思っております。

そのために、地主から大変高額な要求をされて、貴重な財源を過剰に支出しなければならなくなったこと。また、特定の者の利益のために財政運営がゆがめられるおそれがあるために、住民監査請求、さらには住民訴訟になったということを市民にしっかりと認識をしてもらうことが大きな問題だと私は思っております。

現在、訴訟事件になっておりますので、余り多くを語りませんが、重要な問題でありますから、原告側、被告側の提出答弁資料をつぶさに比較検討しながら、裁判の状況に関心を持って見守っておりますけれども、今回、ようやく物件移転補償費の詳細な資料を裁判所に提出せざるを得なくなったと聞いております。被告側の市の提出答弁書の中には疑問や矛盾を私は感じております。裁判中のために多くを語ることはいたしませんけれども、まさにこうした資料を見てみますと、議会にも出されておられません。石田技術コンサルタントの物件補償調査積算業務等には、内容、金額においても疑問を感じず内容が多く出てきたということでもあります。市当局は正しく精査したかどうか、チェック能力の未熟さを私は今感じております。貴重な税金の無駄遣いにつながるような重大な問題点を感じております。

私の経験からいきますと、そうしたコンサルタント等から出てきたものは、絶対的なものであるというようには私は考えておりません。一つの積算評価は基準であって、目安であって、私の経験から指摘するならば、コンサルタントの積算内容を参考にして、別途専門家や参考人にも内容の精査を求め、幹部会においてよく協議し、他に影響が及ばないように積算評価額を見積もり、交渉相手の考えを聞きながら、適正な対応と積算金額を定めて、交渉によって補償金額等の合意を得るようにするのが執行権者の責任であると私は考えております。

石田コンサルタントも同様に、市の指示に従って基準を積算したものであり、市の責任において、これをもって対応していただくことであろうというように答弁しております。

まさに、そうした専門家によってチェックされていないということが大きな問題であって、

今後、23日までに提出されるようでありますから、専門家によってチェックをされていきますが、詳細が明らかにされていけば、税金の無駄遣いを戒める結果が明らかになると私は思います。場合によっては、さらに監査請求や訴訟問題に発展していくと思います。

そうしたことをやっておれば、いつまでたってもこれは解決をしない。こういうような危惧を私はしておるから、状況の変化等、特に防災対策等のこの状況の変化等を考えて、今、私が申し上げたようなかさ上げをしたところの庁舎移転というのを真剣に考えるべきである。しかも、そうしたものであれば、恐らく愛知県でも一つのモデルケースになって、県も協力をしてくれると私は確信をしております。

そうしたメンツにこだわっておるだけではなくて、市民本位の実利を選択すべき市庁舎の建設場所を再検討することを提案しておきたいと思っております。

特に最近では、高裁の判決、あるいは名張の判決等、これは違うと言っておるけれども、類しておりますよ。そこらが一つの見解の相違だ。あそこは執行しちゃった。ここは執行する前だから、比較検討することを求めておきます。

以上をもって終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 時間が経過しておりますけれども、佐藤議員のほうからいろいろ御意見をいただいておりますので、現在の私自身の考え方について答弁をさせていただく時間をお許しいただきたいというふうに思っております。

庁舎の建てかえにつきましては、いろんな機会を通じて市民の皆様には説明をさせていただいております。また、これからもそのような形で説明をしていきたいというふうに思っております。

また、建てかえの財源についての御質問がございましたけれども、私ども行政の事業ということにつきましては、その事業に対して、どれほどの起債が立てられ、そして国・県の補助率はどうなっているんだということが確認をするところでございます。庁舎における合併特例債90%、4割の交付税措置というのは国の指針でございますので、この方向でお願いをしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、国の指針ということでございますので、変更もあることは今までの事業の中でもあるわけでございますが、そういったことに対しては、私どもが不交付団体になるのか、あるいは変更ということに対してはどのような算出の問題であるのかということはこの注視していくことであろうというふうに思っております。

現在、物件移転補償費の積算資料につきましては、弁護士を通じて、議員おっしゃったように裁判所のほうに提出をさせていただく手続を進めさせていただいております。これは、裁判の進捗を早めていくということの目的に応じて、私どもといたしまして

は裁判所のほうに提出をさせていただくわけですが、本来ならば、これらの資料は原告側が立証し、裁判所に提出すべきものであるというふうに考えております。そういった形の中で、裁判を早く進めたいというふうに思っております。

積算の内容につきましては、今までも説明しておりますように何ら矛盾はございませんし、税金の無駄遣いになるということも考えておりません。このようなことにつきましては、これからの口頭弁論、本案の裁判を通じて具体的に明らかになると確信をしているところでございます。

今回の訴訟は、私、弥富市長ということに対しての訴訟でありますから、当然原告側の準備書面、いわゆる口頭弁論の意見陳述については、一字一句検討をさせていただいておるところでございます。今後の口頭弁論において、丁寧にそれぞれの訴訟問題については説明をさせていただき、そして我々の市の立場というものを立証していきたいというふうに考えておりますので、議員各位の御理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、その前にお話をさせていただきましたように、南海トラフ大地震というような状況を考えてみた場合、庁舎の建設は喫緊の課題でございます。どうか皆様の御理解をいただき、この庁舎建設が前に進むように全員の後押しをお願いしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○15番（佐藤 博君） 市長がそういう答弁だったから、私は私なりの意見を申し上げたいけれども、時間がありませんので、またの機会に申し上げます。

○議長（佐藤 高 清 君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎